

## **第4次**

# **浅口市男女共同参画基本計画**

令和6年3月

岡山県 浅口市



# 目次

## 第1章 計画の基本的事項..... 1

- 1 計画策定の趣旨..... 1
- 2 計画策定の背景～国内外の動き..... 2
- 3 計画の基本理念..... 3
- 4 計画の基本目標..... 3
- 5 計画の位置づけ..... 4
- 6 計画の期間..... 5

## 第2章 計画の内容..... 6

### 施策の体系..... 6

#### 基本目標Ⅰ だれもが尊重される社会に向けた基盤づくり..... 8

- 重点目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し..... 8
- 重点目標2 多様な性への理解増進..... 12
- 重点目標3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進..... 14

#### 基本目標Ⅱ だれもが安心して暮らせる環境づくり..... 17

- 重点目標1 あらゆる暴力の根絶..... 17
- 重点目標2 生涯にわたる健康に対する支援..... 22
- 重点目標3 社会的に弱い立場の方が安心して暮らせる環境整備..... 25

#### 基本目標Ⅲ だれもが活躍する社会づくり..... 26

- 重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画促進..... 26
- 重点目標2 働く場における男女共同参画の推進..... 30
- 重点目標3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進..... 36
- 重点目標4 地域社会における男女共同参画の推進..... 42

## 第3章 計画の推進..... 47

- 1 庁内体制の充実..... 47
- 2 浅口市男女共同参画推進審議会の設置..... 47
- 3 市民、団体、事業者等との協働..... 47
- 4 国、県等との連携..... 47

## 参 考 資 料..... 4 9

- 1 浅口市男女共同参画推進審議会委員名簿..... 5 0
- 2 男女共同参画に関する市民意識調査概要..... 5 1
- 3 浅口市男女共同参画関連条例・規則・要綱..... 5 2
- 4 関係法令等..... 5 5

# 第1章 計画の基本的事項

---

## 1 計画策定の趣旨

本市では、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会\*1の実現を目指しています。

平成20年（2008年）4月に浅口市男女共同参画推進条例を施行し、平成21年（2009年）「浅口市男女共同参画基本計画」から平成31年（2019年）の「第3次浅口市男女共同参画基本計画」まで5年ごとに計画を策定し、総合的・計画的に様々な施策を実施してまいりました。

その後5年が経過し、令和5年（2023年）11月に実施した市民意識調査によると、男女共同参画の意識は向上してきていますが、実態はまだ職場や地域、家庭といった様々な場面において、固定的な性別役割分担意識\*2が根強く残っています。また、配偶者等からの暴力（DV）やストーカー行為等の被害は、引き続き深刻な社会問題であり、働く場面においては、男性中心型労働慣行\*3が根付いているなど多くの課題が残されていることから、男女共同参画社会の実現に向けてなお一層の取組が必要とされる状況であります。

国は、令和2年（2020年）より「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の順次改正を進めており、また令和4年（2022年）には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を公布しています。

このような状況のもと、現行の「第3次浅口市男女共同参画基本計画」が令和5年度（2023年度）に期間満了となることから、引き続き取り組むべき課題や、新法の施行や新型コロナウイルス感染症の影響により生じた社会生活・経済情勢の変化等を踏まえ、「第4次浅口市男女共同参画基本計画」を策定します。

---

\*1 **男女共同参画社会**－男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」とされています。（男女共同参画社会基本法第2条）

\*2 **固定的な性別役割分担意識**－男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。また、「男らしさ」「女らしさ」というイメージをつくりあげ、それに沿った役割を期待することなどをいう。

\*3 **男性中心型労働慣行**－勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。

## 2 計画策定の背景～国内外の動き

### (1) 世界の動き

国際連合は、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と定めるとともに、昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）を「国連婦人の十年」と位置づけ、男女平等や女性の地位向上のため世界規模での運動を展開してきました。

昭和54年（1979年）には、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、各国の取り組みが一層推進されることとなりました。

平成7年（1995年）に北京で開催された第4回世界女性会議では、女性のエンパワーメント\*4の促進などを盛り込んだ国際的な指針となる「行動綱領」と「北京宣言」を採択しました。

これに続き、平成12年（2000年）には、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」が採択されました。

さらに、平成27年（2015年）の国連サミットにおいては、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中に掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」において、ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る「ジェンダー平等の実現」などの目標が定められました。

### (2) 国内の動き

我が国においても、世界の動きにあわせ、男女共同参画の推進を図るためのさまざまな取り組みが行われ、平成11年（1999年）6月には、男女共同参画社会の実現を21世紀における我が国の最重要課題として位置づけた「男女共同参画社会基本法」を制定し、翌年の平成12年（2000年）には、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、国内外のさまざまな状況の変化に伴い、令和2年（2020年）には、「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、関連施策の推進が図られてきました。

また、平成25年（2013年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、生活の本拠をともしにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象となり、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）に改められました。

さらに、平成27年（2015年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）、平成30年（2018年）に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、平成31年（2019年）に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行され、様々な法令が改正されています。

---

\*4 **エンパワーメント**—経済力や方針決定能力、自己決定力などの「力をつける」こと。自らの生活について自分で決定していく自己決定能力はもちろん、経済力、社会的な意思決定の場での発言力、政策決定への参画など、能力を培っていくことをいう。

### (3) 岡山県の動き

岡山県では、平成3年(1991年)に策定された「第4次岡山県総合福祉計画」の中に、「女性」の項目が新たに盛り込まれ、県政の重要施策として位置づけられました。

平成9年(1997年)、県知事を本部長とした全庁的組織「岡山県男女共同参画推進本部」が設置されるとともに、平成11年(1999年)には、男女共同参画社会の実現をめざす総合的拠点施設として「岡山県男女共同参画推進センター(ウィズセンター)」が開設され、より一層男女共同参画の施策の推進が図られることになりました。

その後、平成13年(2001年)には、「おかやまウィズプラン21」を策定し、同年「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」が施行され、平成18年(2006年)には、「新おかやまウィズプラン」、平成23年(2011年)には、「第3次おかやまウィズプラン」、平成28年(2016年)には、「第4次おかやまウィズプラン」、令和3年(2021年)には、社会経済情勢の変化を踏まえ「第5次おかやまウィズプラン」が策定され、男女共同参画社会実現に向けて、各種施策を総合的かつ計画的に推進しています。

## 3 計画の基本理念

本市では、浅口市男女共同参画推進条例(以下、「条例」という。)第3条に規定している6つの基本理念を本計画の基本理念とし、男女共同参画のまちづくりを進めます。

- (1) 男女が、性別により差別的取扱いを受けることなく、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、個人としての尊厳が重んぜられること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会の制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げるものがないよう配慮すること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動と、社会生活における活動とを両立して行うことができること。
- (5) 男女が互いの性に関して理解し合い、性と生殖に関する事項について互いの意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

## 4 計画の基本目標

次の事項を基本目標とします。また、基本目標ごとに重点目標を設定し、「現状と課題」、「施策の基本方向」及び「指標」を示します。なお、指標のうち、部門別計画にて定められているもの(後年において新たに定められた計画を含む。)については、その計画が改定された場合は、改定後の数値等を目標値として取り扱い、各計画間の整合を図るものとします。

I だれもが尊重される社会に向けた基盤づくり

II だれもが安心して暮らせる環境づくり

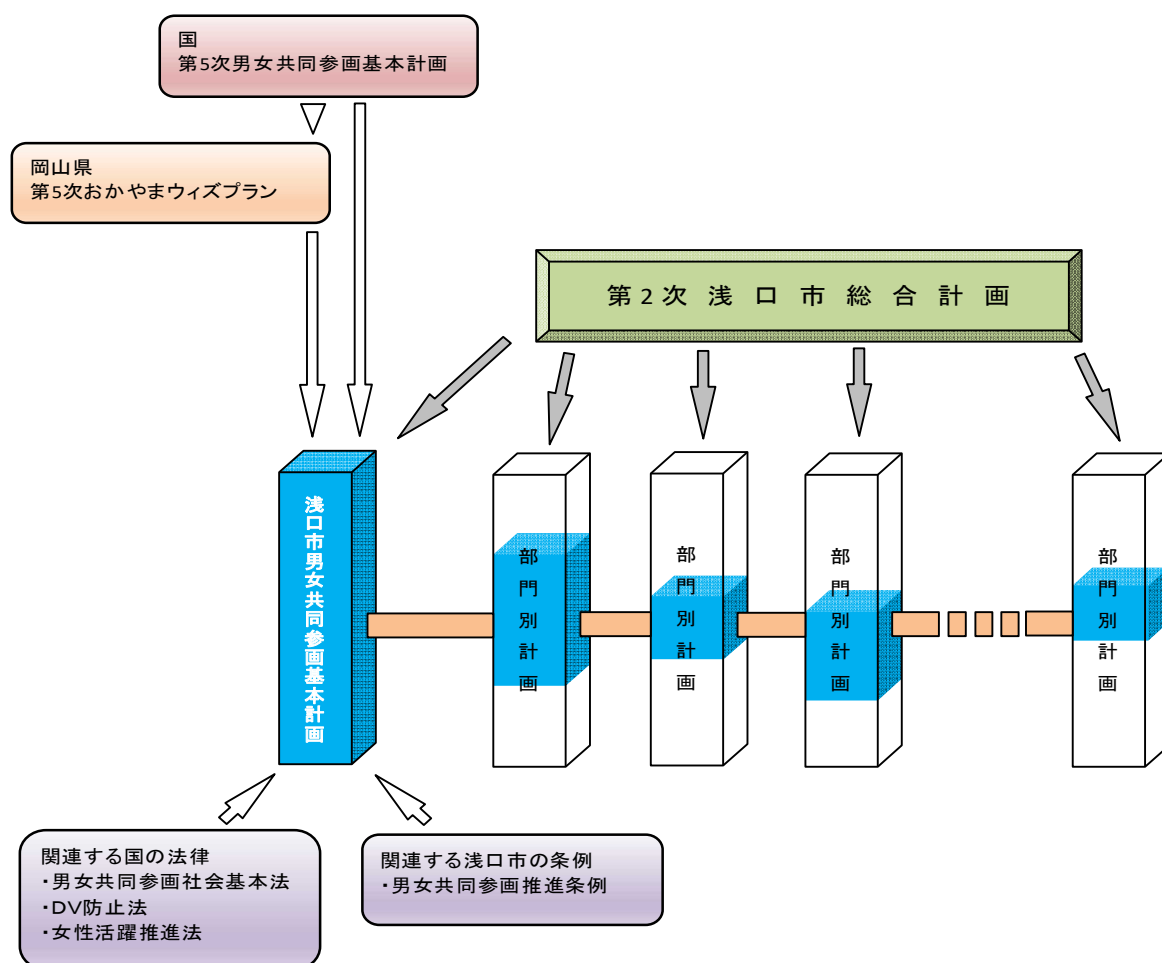
III だれもが活躍する社会づくり

## 5 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び浅口市男女共同参画推進条例第9条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的に推進するための計画とします。

計画の策定に当たっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年（2020年）12月策定）及び岡山県の「第5次おかやまウイズプラン」（令和3（2021年）3月策定）を踏まえるとともに、「第2次浅口市総合計画」をはじめとする市の部門別計画との整合性を図るものとします。

なお、本計画の基本目標Ⅱの重点目標1を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に規定する市町村基本計画に位置付けるとともに、本計画の基本目標Ⅲ（ただし、重点目標4を除く）を女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に規定する市町村推進計画に位置付けます。





## 6 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度（2024年度）を初年度とした5箇年とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢等の変化に応じ必要と認められる場合は、適宜見直しを行います。

# 第2章 計画の内容

## 施策の体系

基本目標	重点目標
基本目標 I  だれもが尊重される社会に向けた基盤づくり	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	2 多様な性への理解増進
	3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
基本目標 II  だれもが安心して暮らせる環境づくり	1 あらゆる暴力の根絶【DV防止計画】
	2 生涯にわたる健康に対する支援
	3 社会的に弱い立場の方々が安心して暮らせる環境整備
基本目標 III  だれもが活躍する社会づくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進（女性活躍推進計画）
	2 働く場における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）
	3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進（女性活躍推進計画）
	4 地域社会における男女共同参画の推進

## 施策の方向

(1) 広報・啓発活動の充実

(2) 情報の収集・提供と調査研究の推進

(1) 多様な性に対する理解増進

(1) 学校等における男女平等教育・学習の推進

(2) 家庭や地域における男女平等教育・学習の推進

(3) 国際理解・国際交流の推進

(1) 暴力根絶のための環境づくり

(2) 相談・支援体制の充実

(3) 人権を尊重した表現の促進

(1) 性の尊重と母性の保護

(2) 生涯を通じた健康づくりの推進

(1) ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境の整備

(2) 高齢者・障害者・性的マイノリティ等が安心して暮らせる環境の整備

(1) 行政分野における女性の参画促進

(2) 企業・各種団体における女性の参画促進

(1) 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

(2) 農林水産業・自営業における男女共同参画の推進

(3) 女性のチャレンジ支援

(1) 仕事と生活の調和支援

(2) 子育て支援の充実

(3) 高齢者・障害者等の介護者支援の充実

(4) 家庭生活における男女共同参画の推進

(1) 地域社会における男女共同参画の推進

(2) 市民や各種団体との協働による事業の推進

(3) ボランティア・NPOの活動支援

## 基本目標 I

### だれもが尊重される社会に向けた基盤づくり

男女共同参画の意識は、男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備される以前に比べると浸透してきており、固定的な性別役割分担意識についても、市民意識調査で「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」との回答が8割を超えるなど改善していますが、一方で「そう思う」との回答も1割強あり、依然として根強く存在しています。

男女の地位については、「10年前と比べて、女性に対する人権意識や地位が改善してきた」との回答が7割を超えていますが、「各分野における男女の地位の平等感」を尋ねた設問では、「学校教育の場」以外のすべての項目で「男性の方が優遇されている」との回答が最も高い割合を占めており、多くの方が改善されつつも不平等な状況が残っていると感じています。

また、男女平等だけではなく、性的マイノリティに関し、より一層理解を深め、家庭、職場、学校、地域などあらゆる場面で、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるよう、阻害要因となる社会制度や慣行を見直していく必要があります。

男女共同参画やジェンダー平等について、様々な機会を捉えて意識啓発を行い、だれもが尊重される社会に向けた基盤づくりを推進します。

### 〈重点目標1〉男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

#### 【現状と課題】

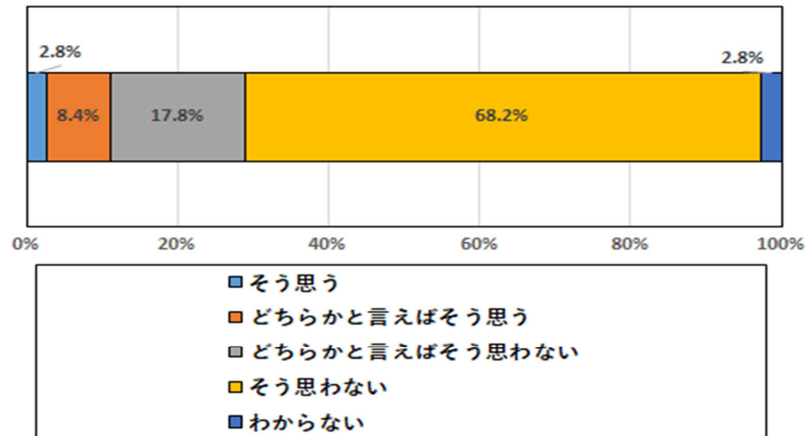
男女共同参画社会の形成を阻害する要因の一つに、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた固定的な性別役割分担意識があります。こうした意識は時代とともに変わりつつありますが、今もなお、暮らしの中に根強く残っており、これに基づく社会制度や慣行等が男女の多様な生き方の主体的な選択に影響を及ぼし、個人の個性と能力の発揮を妨げる恐れがあり、社会経済活力の醸成にも影響を及ぼしています。

男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女共同参画が自らの生活に深く関わる問題であるという認識を広く浸透させ、固定的な性別役割分担意識の解消を目指すとともに、誰にとっても暮らしやすい社会をつくるため、機会をとらえて広報・啓発活動を行い、一層の意識改革の推進に取り組む必要があります。

また、男女共同参画の推進に向けた意識啓発を効果的に行うことができるよう、男女共同参画に関する情報収集と調査研究を継続して推進する必要があります。

◆「男は仕事、女は家庭」という考え方について（単数回答）

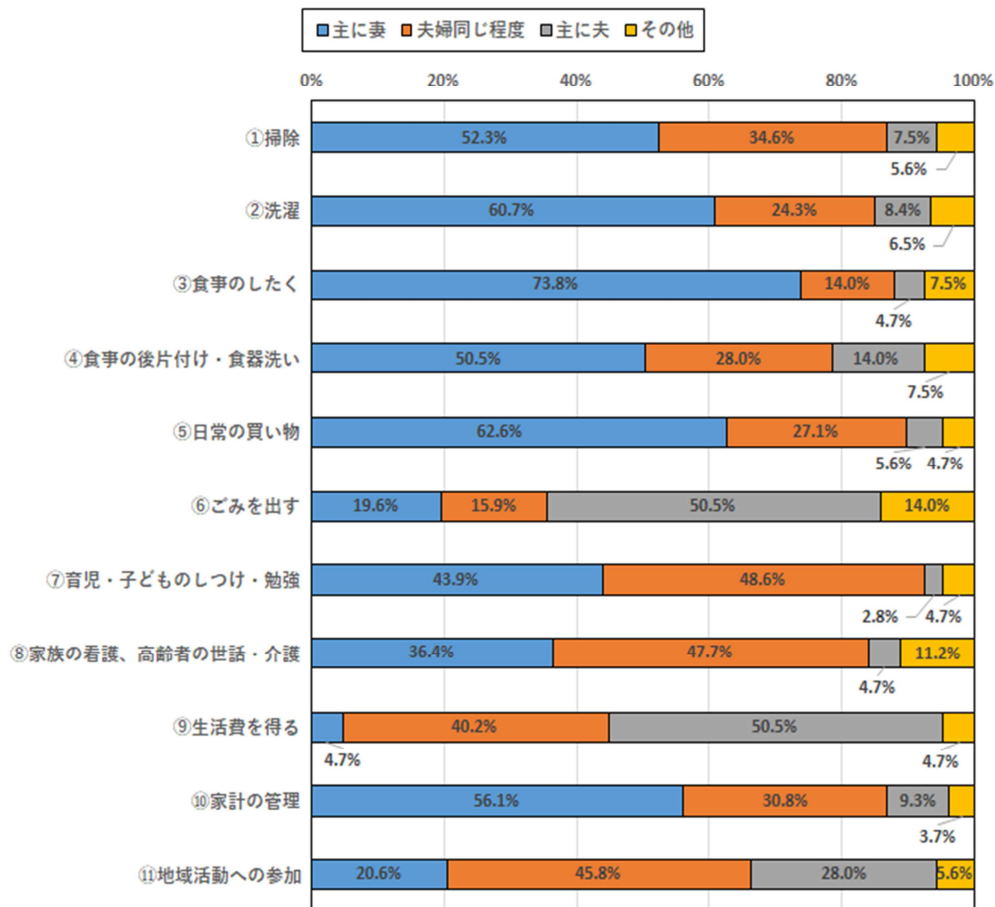
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は11.2%であり、固定的な性別役割分担意識は根強く残っています。



資料：令和5年度市民意識調査

◆家庭の生活を主にだれが担っているか（単数回答）

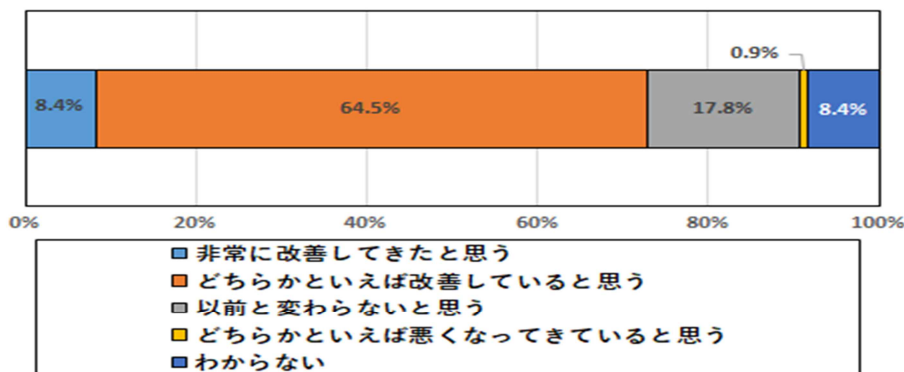
「③食事のしたく」「⑤日常の買い物」「②洗濯」が6割以上が「主に妻」、「①掃除」「④食事の後片付け・食器洗い」「⑦育児・子どものしつけ・勉強」「⑧家族の看護、高齢者の世話・介護」「⑩家計の管理」でも「主に妻」の割合が高くなっており、女性が多くを担っています。



資料：令和5年度市民意識調査

◆10年前と比べて、女性に対する人権意識や地位は、どの程度改善したと思いますか（単数回答）

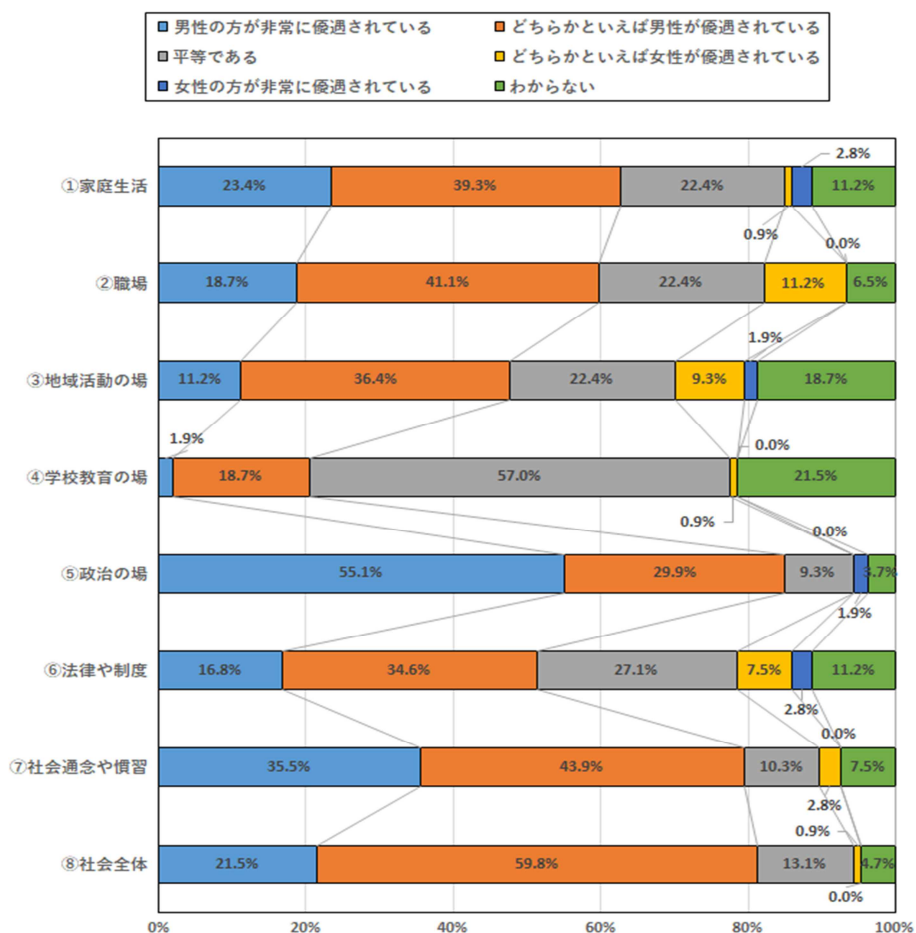
「非常に改善してきたと思う」「どちらかといえば改善していると思う」を合わせた割合が72.9%で7割を超えています。



資料：令和5年度市民意識調査

◆各分野における男女の地位の平等感（単数回答）

「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた割合が「政治の場」の分野で85%、「社会通念や慣習など」で79.4%と特に高くなっており、「社会全体」で見ても、81.3%と高く、男女の地位が不平等であると感じていることがうかがえます。



資料：令和5年度市民意識調査

【施策の基本方向】

(1) 広報・啓発活動の充実

具体的施策	取組内容	担当課
広報紙や市ホームページ等による啓発	広報紙や市ホームページ等で、男女平等意識の高揚や男女共同参画についての理解の促進を図ります。	秘書政策課 地域創造課
男女共同参画に関する講座、研修等の開催	男女共同参画に関する啓発講座を開催し意識の高揚に努めます。開催にあたっては、日時や一時保育等の工夫に努め、年齢層・男女を問わず参加しやすいものになるよう考慮します。	地域創造課 ひとづくり推進課
	市職員の意識啓発のための研修に取り組みます。	総務課

(2) 情報の収集・提供と調査研究の推進

具体的施策	取組内容	担当課
男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画に関する国、県等の情報や資料等の収集に努め、広報紙や市ホームページなどを通じて情報提供を行います。	地域創造課
市民に対する意識調査の実施と分析	計画の改訂時に、広く市民を対象に男女共同参画に関する意識調査を行い、その結果を分析し、関連施策等への反映に努めます。	地域創造課

◆◇ 指標 ◇◆

検証指標	現状(2023(R5)年度)	目標(2028(R10)年度)
「男は仕事、女は家庭」という考え方に「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答える人の割合	86% (市民意識調査結果)	90%
社会全体として男女平等であると答える人の割合	13.1% (市民意識調査結果)	25%

## 〈重点目標2〉多様な性への理解増進

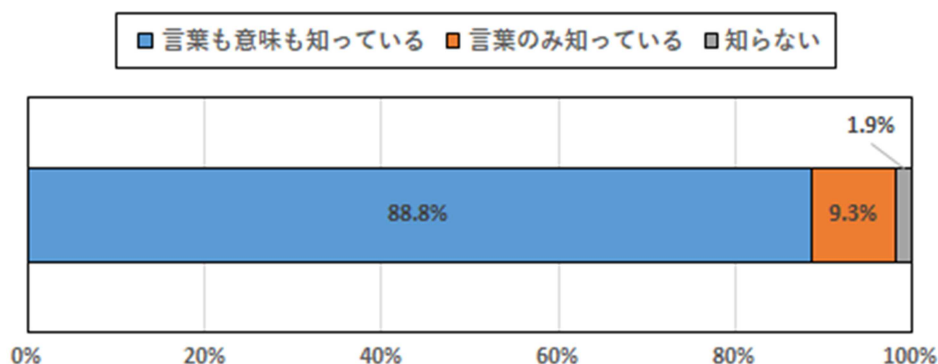
### 【現状と課題】

市民意識調査によると、性的マイノリティやLGBTという言葉の認知度について、9割近くの方が「言葉も意味も知っている」と回答しています。しかし、性的マイノリティの方にとって暮らしやすい社会か、という設問では6割以上の方が「やや暮らしにくい」「暮らしにくい」と回答しています。

国においては、令和5年（2023年）6月に「性的指向\*5及びジェンダーアイデンティティ\*6の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（以下、「理解増進法」という。）を施行し、「すべての国民が、その性的指向またはジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される者である」という基本理念が掲げられるなど、これまで以上に性のあり方について寛容な社会の実現が求められています。

だれもが尊重され、ありのままに生きていける社会をめざし、ジェンダー平等や、性の多様性について理解を深め、偏見や差別の解消を図るため「パートナーシップ宣誓制度」\*7などの施策を推進していくとともに、今後さらに性的マイノリティを含む人権を尊重する社会を築き上げていくよう取組を進める必要があります。

#### ◆ 「性的マイノリティ」という言葉の認知度（単数回答）



資料：令和5年度市民意識調査

\*5 **性的指向**－理解増進法では、例えば、男性が好き、女性が好き、男性も女性も好きなど、「恋愛感情や性的感情の対象となる性別についての指向」と定義されました。

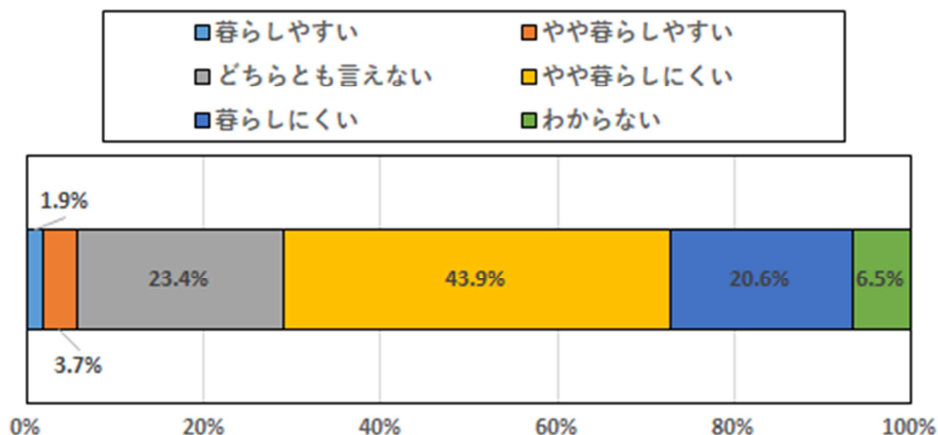
\*6 **ジェンダーアイデンティティ**－理解増進法では、「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無または程度に係る意識」と定義されました。

\*7 **パートナーシップ宣誓制度**－浅口市では、「浅口市男女共同参画推進条例」に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる分野においてその個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、性的マイノリティに係る「浅口市パートナーシップの宣誓に関する要綱」を2022年12月1日に施行し、制度を導入しました。



◆「性的マイノリティ」にとって、暮らしやすい社会だと思いますか（単数回答）

「やや暮らしにくい」「暮らしにくい」を合わせた割合は64.5%であり、多くの方が「性的マイノリティ」にとって暮らしにくい社会だと感じています。



資料：令和5年度市民意識調査

【施策の基本方向】

(1) 多様な性に関する施策の推進

具体的施策	取組内容	担当課
広報紙や市ホームページ等による啓発	広報紙や市ホームページ等で、多様な性についての理解の促進を図ります。	地域創造課 市民課
性的マイノリティへの支援	パートナーシップ宣誓制度の活用促進を図ります。	地域創造課 市民課

◆◇ 指標 ◇◇

検証指標	現状(2023(R5)年度)	目標(2028(R10)年度)
(新規) 「性的マイノリティ」にとって暮らしにくい社会だと思う人の割合	64.5% (市民意識調査結果)	50%

## 〈重点目標3〉 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

### 【現状と課題】

人の意識や価値観は、その成長過程において、周りの様々な環境の影響を受けて形成されていきます。そのため、人格形成が始まる幼児期から、学校、家庭、地域において適切な人権意識や男女平等観を育てていく必要があります。

性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を發揮し、社会のあらゆる分野に参画していくため、生涯にわたり、男女共同参画に向けた意識の醸成を図る多様な学習機会を確保することが重要な課題となっています。

### 【施策の基本方向】

#### (1) 学校等における男女平等教育・学習の推進

具体的施策	取組内容	担当課
男女平等観に基づく保育・教育の推進	保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校において、子どもの発達段階に応じ、人権尊重と男女平等の視点に立った保育・教育を推進します。	保育未来課 学校教育課
男女共同参画の視点に立った進路指導の実施	性別にかかわらず、児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じた進路指導を実施するとともに、性別にとらわれることなく、主体的に進路を選択するための職業観の醸成に努めます。	学校教育課
教職員、保護者に対する研修の充実	保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校の教職員に対し、人権尊重や男女共同参画社会に関する研修の機会を提供し、意識の高揚に努めます。また、PTA活動等に、男女共同参画に関する学習を取り入れるよう促し、保護者の意識改革を促進するとともに、学校等と家庭が連携した男女平等教育を推進します。	保育未来課 学校教育課 ひとづくり推進課

## (2) 家庭や地域における男女平等教育・学習の推進

具体的施策	取組内容	担当課
家庭における男女平等教育・学習の推進	つどいの広場において、乳幼児の保護者を対象に、子育てに関する学び合いや意見交換の機会を設けます。その際、テーマの工夫や参加しやすい環境づくりなどに努めます。	健康こども福祉課
	園児や児童生徒の保護者を対象に、日常生活の中に活かせる実践的態度を身につけてもらうため、子育て講座や人権・男女共同参画に関する研修会など、学習機会の充実に努めます。会を行うにあたっては、参観日や就学時健診など園・学校の行事と関連づけながら、多数の保護者に参加してもらえるよう考慮します。	ひとづくり推進課
地域における男女平等教育・学習の推進	人権問題について理解と認識を深め、その解決に向けて実践できる地域の指導者となる人材を育成するため、人権教育指導者養成講座を開催します。また、講座修了者が指導者として活躍できる機会を提供できるよう取り組んでいきます。	ひとづくり推進課
生涯学習の機会の提供と推進	市民の生涯学習に関するニーズを捉え、学習の内容や機会を充実させていきます。また、男女平等や男女共同参画に関する内容についても、学習テーマとして取り入れるよう努めます。	ひとづくり推進課

### (3) 国際理解・国際交流の推進

具体的施策	取組内容	担当課
国際理解を深める機会の充実	小・中学校に外国語活動や英語指導にあたる外国人教師を配置し、保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校において一貫した国際理解教育を行い、その内容の充実に努めます。	学校教育課
	諸外国に関する国際理解講座を開講し、他国の文化や歴史への理解を深め、見聞を広げられる機会を提供します。	ひとづくり推進課
国際交流の推進	国籍、人種、性別などにとらわれることなく、だれもが社会に参画できるよう、国際交流団体との協働による国際化事業や、近隣に在住する外国人との交流事業などを実施し、他国の人や文化に触れる機会を提供していきます。	ひとづくり推進課

#### ◆◇ 指標 ◇◇

検証指標	現状(2023(R5)年度)	目標(2028(R10)年度)
小学校での子育て講座開講数	14回	14回 (各小学校2回、継続実施)
(新規) 学校教育の場で男女平等であると答える人の割合	57.0% (市民意識調査結果)	65.0%

## 基本目標 II

### だれもが安心して暮らせる環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的な扱いや暴力行為を受けることなく、一人ひとりの人権が尊重されることが何よりも重要になります。

暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、特に配偶者等からの暴力(DV:身体的・精神的・性的・経済的等)は、対等なパートナーであることを否定するものであり、必ず根絶しなければなりません。暴力を許さない環境づくりを推進するとともに、被害者への相談、支援、救済体制の充実など、安心して暮らせる体制の構築に取り組みます。

また、女性には、生理や妊娠・出産など、生涯を通じて男性とは異なる身体・健康上の特性があることから、女性の思春期、妊娠、出産期、更年期など、それぞれのライフサイクルに合わせた心と体の健康づくりを支援します。

更に、一口に「女性」といっても様々な異なる属性があります。心と身体の性が一致し、異性愛の人ばかりではなく、男女という性別二元論にあてはまらない性的マイノリティ、あるいは外国人女性、障害のある女性など、その置かれている状況も異なり、複合的に困難な状況に置かれています。更に、ひとり親や貧困家庭など、社会的に弱い立場に置かれている方々への支援に人権尊重・ジェンダー平等の視点から取り組みます。

### 〈重点目標1〉あらゆる暴力の根絶【DV防止計画】

#### 【現状と課題】

すべての暴力は、基本的な人権を侵害するものであり、当事者の性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。

そのうち、男女間の暴力には、配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシャル・ハラスメント、性犯罪の暴力など様々な形があり、これらの暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっています。

市民意識調査によると、身体的、精神的、経済的、性的暴力を配偶者やパートナーから受けた人のうち、28.6%の人が「どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)」と回答されており、前回調査(平成30年度(2018年))39.7%と比べ減少しているものの、被害者が問題を一人で抱え、暴力が潜在化している状況があります。

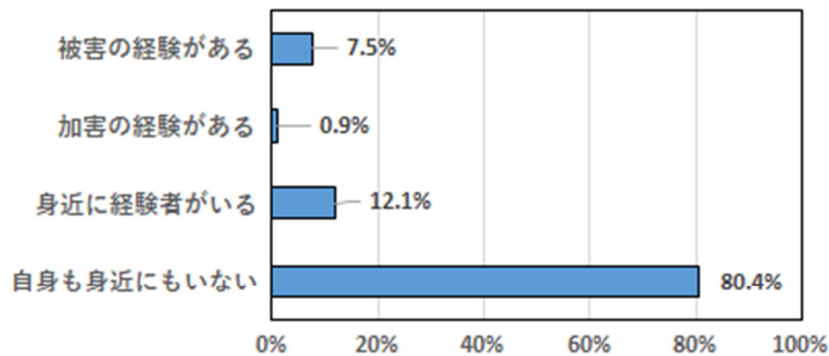
また、高度情報化が進展する中で、様々なメディアから発せられる情報は、私たちの意識に大きな影響を及ぼしています。この情報には、固定的な性別役割分担意識に偏った表現や、暴力的な表現といった女性の人権に対する配慮を欠いた表現も見受けられます。そして、新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、子ども・若者が当事者になることも懸念されています。

このような状況を踏まえ、暴力の社会的背景や構造的な問題について正しい理解を深める啓発活動を行い、あらゆる暴力を容認しない意識の醸成を図るとともに、相談窓口の周知と被害者が相談しやすい相談体制の充実を図り、被害者の潜在化の防止に取り組みます。

そして、被害者が性的マイノリティ、子ども、高齢者、障害者等である場合は、その背景事情に十分配慮し、被害者の支援に当たっては暴力の形態や被害者の属性に応じて、きめ細かく対応する視点が不可欠であるため、関係機関と連携強化を図り、総合的な支援を推進します。

◆直近(概ね5年以内)のDVの経験状況について(複数回答)

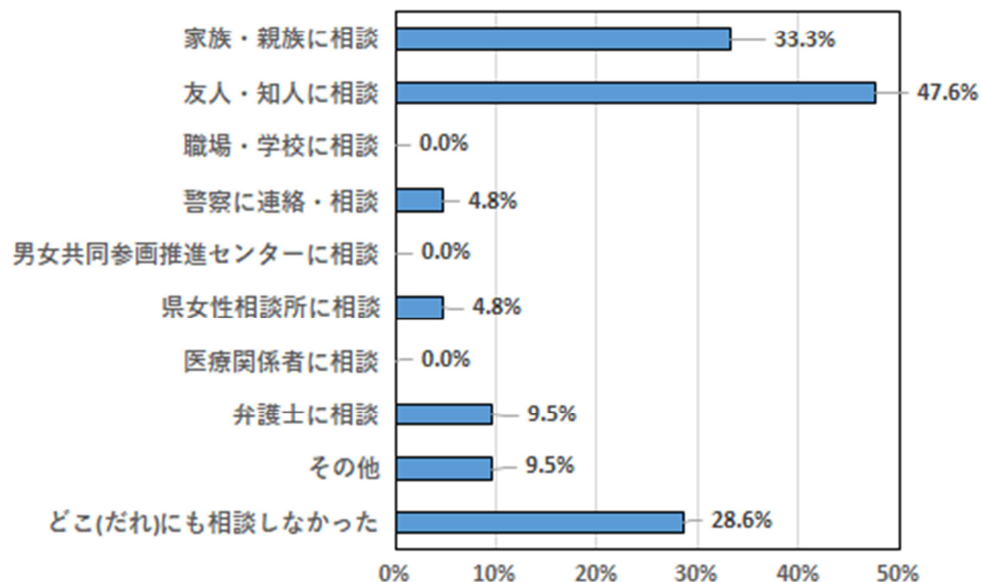
「被害の経験がある」「身近に経験者がいる」を合わせた割合は19.6%であり、DVの根絶に至っていない現状があります。



資料：令和5年度市民意識調査

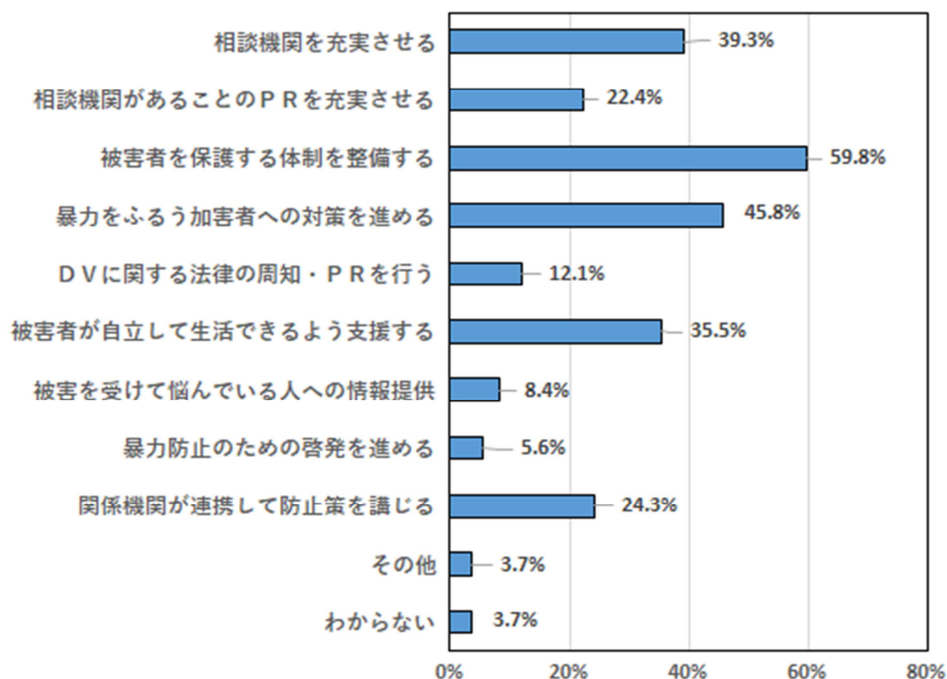
◆DVの被害あったときの相談状況について(複数回答)

「どこ(誰)にも相談しなかった」が28.6%(前回39.7%)となっており、被害者が問題を一人で抱えている場合が依然多いと推測されます。



資料：令和5年度市民意識調査

◆ DVに対する必要な取組(複数回答)



資料：令和5年度市民意識調査

【施策の基本方向】

(1) 暴力根絶のための環境づくり

具体的施策	取組内容	担当課
あらゆる暴力を防止するための意識啓発	講座や、広報紙・啓発パンフレットなどを活用し、暴力は重大な人権侵害であるという認識を浸透させるとともに、あらゆる暴力を許さない意識を高めるため、様々な機会を捉えて意識啓発を進めます。	地域創造課 市民課 保育未来課 高齢者支援課 健康こども福祉課
相談窓口の周知	被害者の早期発見・早期対応につなげるよう、関係機関と連携しながら相談窓口の周知を図ります。	地域創造課 市民課 保育未来課 高齢者支援課 健康こども福祉課
犯罪の防止に向けた環境整備	夜間の犯罪防止のため、防犯灯の整備や維持管理を引き続き行います。また、関係機関、団体等と連携しながら、青色防犯パトロールなどを行い、地域における防犯意識の高揚と犯罪の未然防止活動等を推進します。	くらし安全課

## (2) 相談・支援体制の充実

具体的施策	取組内容	担当課
DV、セクシュアル・ハラスメント等の被害者に対する相談体制の充実	被害の未然防止・早期発見のため、県の配偶者暴力相談支援センターや関係機関及び関係各課と連携することで、複雑かつ多岐にわたる相談に対応するよう相談体制の充実を図ります。	地域創造課 健康こども福祉課 保育未来課
保護体制の充実	配偶者等からの暴力によって危険が急迫している被害者及び同伴者に対する安全確保並びに一時保護にあたっては、県の配偶者暴力相談支援センターや警察と連携し、被害者の心情に配慮した迅速かつ適切な対応に取り組みます。	地域創造課 健康こども福祉課 保育未来課
被害者の自立のための支援	被害者及び同伴者が安全で安心して生活できるよう、住居、法的制度、心理的ケア等の施策について情報提供や支援を行います。	地域創造課 健康こども福祉課 建設業務課
関係機関及び関係各課との連携	相談や支援に関わる県の配偶者暴力相談支援センターや警察、市の関係各課と被害者支援のための情報共有と連携を進めます。	地域創造課 健康こども福祉課

## (3) 人権を尊重した表現の促進

具体的施策	取組内容	担当課
メディア・リテラシー*8向上のための取組	情報の受け手である市民に対して、情報を主体的に読み解き、自己発信する能力の向上を図るための教育や学習機会を提供するよう努めます。	地域創造課 学校教育課 ひとづくり推進課
市の刊行物等における表現の留意	市の刊行物、印刷物等において、性差別助長につながるような表現がないよう留意するとともに、職員の意識啓発を推進します。	秘書政策課 地域創造課 各課
有害環境の浄化	有害図書の排除など、有害環境の浄化活動を推進します。	青少年育成センター

\*8 **メディア・リテラシー**—メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいう。一部のメディアにおいては、差別的な内容や固定化された男女の役割像が含まれていることが見受けられることも少なくない現状にある。メディアが伝える情報を見極め、利用者自身が情報を評価し識別することが大切である。



◆◆ 指標 ◆◆

検証指標	現状(2023(R5)年度)	目標(2028(R10)年度)
DVの被害を受けたことがある人のうち、どこ(誰)にも相談しなかった人の割合	28.6% (市民意識調査結果)	20%

## 〈重点目標2〉生涯にわたる健康に対する支援

### 【現状と課題】

男女共同参画社会の実現には、性別に関わらずだれもが、その個性と能力を発揮し、あらゆる分野において主体的に行動することが必要とされており、そのためには基盤となる心身の健康に関する取組が重要になります。

この取組には、男女がそれぞれの性に関わる身体的特徴を理解し、心身の健康について正しい知識と情報を入手することにより、健康を享受できるよう支援することが必要であり、特に女性においては、妊娠・出産や更年期疾患を経験する可能性もあるなど生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することについて「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ\*9」に基づく十分な配慮が必要となります。

しかしながら、望まない妊娠や若年層を中心とする性感染症の実態等様々な課題があり、その解決には性についての正しい理解と、男女が互いの性を尊重する意識が重要となります。

さらに近年は、女性の就業の増加や晩婚化等の婚姻をめぐる変化や、平均寿命の伸長等に伴う変化があります。一方男性は、経済、生活問題や勤務問題、または「男性としてあるべき姿」に縛られ問題を一人で抱え込むなど精神的に孤立しやすい傾向があります。男女の就労、生活環境、意識の違いも踏まえた健康支援の必要があります。

そのため、だれもがその生涯を通じて身体的・精神的・社会的に良好な状態を享受した安全・安心でより良い生活を送ることができるよう、生涯を通じた心身の健康に関する支援を行い、多様なライフサイクルに対応できるよう総合的に取り組みます。

### 【施策の基本方向】

#### (1) 性の尊重と母性の保護

具体的施策	取組内容	担当課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発	生涯を通じた性と生殖の健康に関する自己決定権を女性の人権としてとらえ、尊重するという考え方が広く市民に浸透するよう啓発に努めます。	地域創造課 健康こども福祉課
学習機会及び相談体制の充実	発達段階に応じた性やエイズ等に関する学習機会及び青少年に対する相談体制を充実させるとともに、生命を尊重する意識の醸成に努めます。	健康こども福祉課 学校教育課

\*9 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ－「性と生殖に関する健康と権利」

○性と生殖に関する健康(リプロダクティブ・ヘルス)

人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。

○性と生殖に関する権利(リプロダクティブ・ライツ)

すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利。

母性の重要性の浸透	次世代へ生命を受け継ぐという社会的役割を担う母性機能の重要性についての認識を深めるよう、マタニティマーク等を利用し、社会全体で母性を尊重し保護するための啓発を行います。	健康こども福祉課
妊娠期から子育て期における女性の健康管理の支援	安心して出産し、子どもが健やかに生まれ育つために、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。また、相談体制や経済的支援の充実を進めます。	健康こども福祉課

## (2) 生涯を通じた健康づくりの推進

具体的施策	取組内容	担当課
ライフステージに応じた健康支援の充実	各ライフステージに応じた男女の健康支援を充実し、男女が生涯を通じてともに適切な健康づくりができるよう、健康診断等の各種事業を進めます。	健康こども福祉課
心の健康づくりの推進	うつ病や自殺予防など、メンタルヘルスやストレス対策を含めた心の健康づくりに関する普及・啓発を推進します。	社会福祉課
相談体制の充実	心身の問題や様々な悩みに対応するため、面談や電話等による相談体制の充実に努めます。	社会福祉課
食育と健康づくりの推進	性別にかかわらず、一人ひとりが健全な食生活を営めるよう、食育や栄養等について行政及び地域で様々な情報を発信し、食育と健康づくりを推進します。	健康こども福祉課

### ◆◇ 指標 ◇◆

検証指標	現状(2023(R5)年度)	目標(2028(R10)年度)
3歳児健康診査受診率	99%	99%
乳がん(マンモグラフィー)検診受診率(40歳以上の女性対象)	16.5%	25%
子宮がん検診受診率(市検診対象者に対する率)	10.5%	25%

## 〈重点目標3〉社会的に弱い立場の方が安心して暮らせる環境整備

### 【現状と課題】

経済情勢などの変化に伴い非正規雇用労働者やひとり親、ひきこもり家庭など、さまざまな生活上の困難に直面する人の増加が懸念されています。

特に、経済的に不安定なひとり親家庭などについて、貧困からくる子どもの養育や健康面への悪影響の連鎖を断ち切り、生活を立て直していく取組を進める必要があります。

また、高齢による身体機能の低下や、障害者・外国人・性的マイノリティなど社会的に弱い立場に置かれている方々は、ジェンダー規範\*10による固定的な性別役割分担意識や性差に起因する偏見等により、更に困難を複合的に抱える場合が少なくありません。

こうした生活上の困難や課題に直面している人が、安心して暮らせるためには、多様な家族形態やライフスタイルを認め合う意識の醸成や、自立支援施策が求められています。

### 【施策の基本方向】

#### (1) ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策	取組内容	担当課
相談体制の充実	多様な相談に即応するため、相談しやすい時間帯での相談の実施を検討します。また、関係機関とも連携し、相談体制の充実に努めます。	健康こども福祉課 保育未来課
経済的自立の支援	ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を支援するため、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費公費負担などの支援とともに、資格取得を促進する職業訓練に係る給付金の支給など就労支援を図り、情報提供を行います。	健康こども福祉課 保育未来課

\*10 **ジェンダー規範**—「男は度胸、女は愛嬌」ということばのように、男性と女性がどのようにあるべきで、どう行動し、どのような外見をすべきか、という考え。規範（ノーム）とは、ある特定の時代の一点における、ある特定の社会やコミュニティが容認しているジェンダーの属性や特徴のこと。ある特定の社会や文化やコミュニティを規定している範囲内で、ジェンダー・アイデンティティーが一般的に従う基準や社会的な期待でもあります。ジェンダー規範は人生の中で内面化され、ジェンダーの社会化及びステレオタイプ化のライフサイクルを定着させます。

## (2) 高齢者・障害者・性的マイノリティ等が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策	取組内容	担当課
高齢者・障害者・性的マイノリティ等への支援と社会参画の促進	グラウンドゴルフ大会等イベントの開催や、小学生の見守り登校等地域ぐるみの活動を通じて、老人クラブ活動の活性化を図ります。シルバー人材センターの充実や、健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上を図ります。	高齢者支援課
	障害のある人が地域で安心して自立した生活ができるよう、障害福祉サービスの利用支援に取り組むとともに、相談支援の充実を図ります。また、障害者自立支援協議会を基点とした、地域における支援体制の構築を図ります。	社会福祉課
	パートナーシップ宣誓制度の活用促進を図ります。(再掲)	地域創造課 市民課

### ◆◆ 指標 ◆◆

検証指標	現状(2023(R5)年度)	目標(2028(R10)年度)
出張ハローワーク(関連機関との連携事業)の実施回数	19回/年 (H31~4年間での年間平均)	21回/年 (R6~4年間での年間平均) ※期間内年度事業計画による
認知症サポーター養成講座受講者数(累計)	延べ9,725人	延べ11,475人

## 基本目標 Ⅲ

# だれもが活躍する社会づくり

男女共同参画社会を実現するためには、性別に関係なく、だれもが社会のあらゆる分野に対等な構成員として参画し、ともに責任を担うことが必要になります。

行政や事業者の政策・方針決定の過程において、男女がともに参画し女性の活躍する場が増えることは様々な視点を確保することにつながり、あらゆる人が暮らしやすい社会の構築にかかせません。

働く場においては、男女が社会の対等なパートナーとして個人能力を十分に発揮できるよう、男女間の賃金格差、昇進や昇格の格差の是正など、男女の雇用機会均等に向けた取組や、職場におけるあらゆるハラスメントの防止を推進し、男女がともに働きやすい職場環境の整備を推進するとともに、様々なライフイベントをとおして働きつづけることができる環境づくりを進めます。

だれもが活躍する社会を実現するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）\*11を実現する必要があります。柔軟な働き方の導入、育児・介護休業の取得促進などを推進するとともに、多様なライフスタイルに対応した子育て支援サービスや福祉サービスの充実に取り組みます。

また、本格的な人口減少社会が到来する中、将来にわたり持続可能な地域社会を構築していくためには、これまで以上に男性と女性が力を合わせて地域づくりを進めていく必要があります。

## 〈重点目標1〉政策・方針決定過程への女性の参画促進

### 【女性活躍推進計画】

#### 【現状と課題】

多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、あらゆる分野の政策・方針決定の過程に、多様な立場の人が参画し、当事者や地域の男女の声を反映させていくことが求められています。

女性の就業率の増加や、多くの女性が地域活動を支え大きな役割を担っているなど、本市においても女性の活躍は徐々に進んでいますが、政策・方針決定過程への女性の参画の状況は十分ではありません。

このような状況の背景には、固定的な性別役割分担意識等に基づく様々な社会制度や慣行があり、特に男性中心型労働慣行は、職業生活等における女性の活躍の阻害要因となり、男女双方の生活と仕事の調和を困難にしているとともに、少子高齢化、人口減少に伴い要請される多様性に富んだ持続可能な経済活力の醸成に大きな影響を及ぼしています。

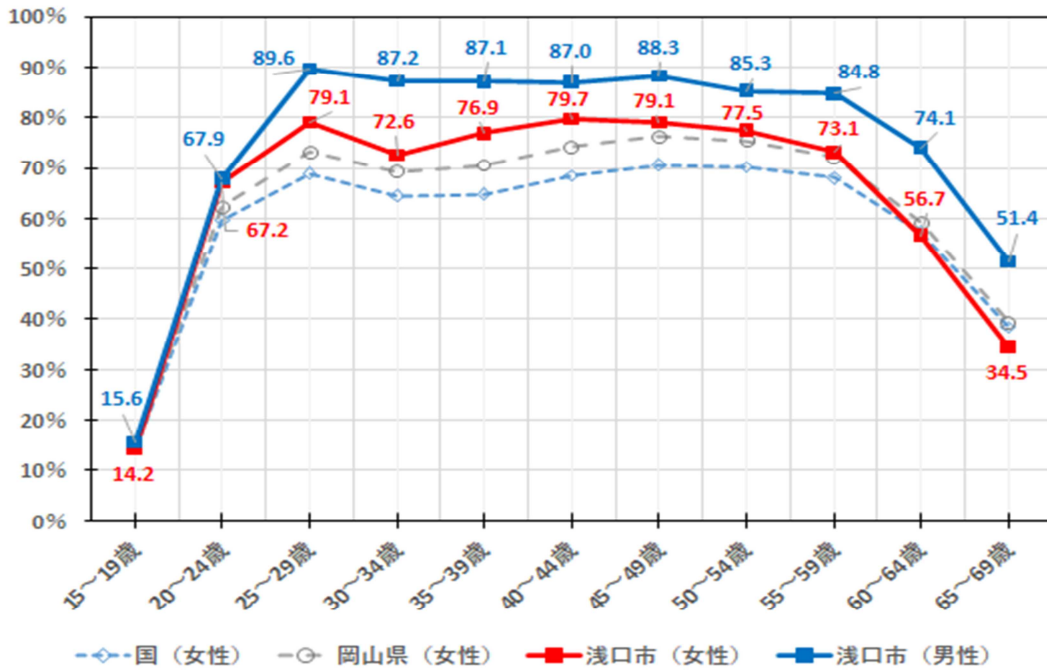
そのため、すべての人が男女共同参画の視点をもって主体的に社会のあらゆる分野に参画していくことができるよう、自ら意識・行動を変革させて、固定的な性別役割分担意識等に基づく社会制度や慣行等の見直しを進めるとともに、行政・経済・地域などあらゆる分野において政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた環境の整備に取り組む必要があります。

---

\*11 **ワーク・ライフ・バランス**—働き方の見直しなどにより、個人の価値観に基づく多様な選択が可能な（仕事、家庭生活、地域生活、個人活動など様々な活動を、自らの希望するバランスで行うことができる）社会を作り、意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。

◆性別・年齢層別就業率（全国・岡山県・浅口市）

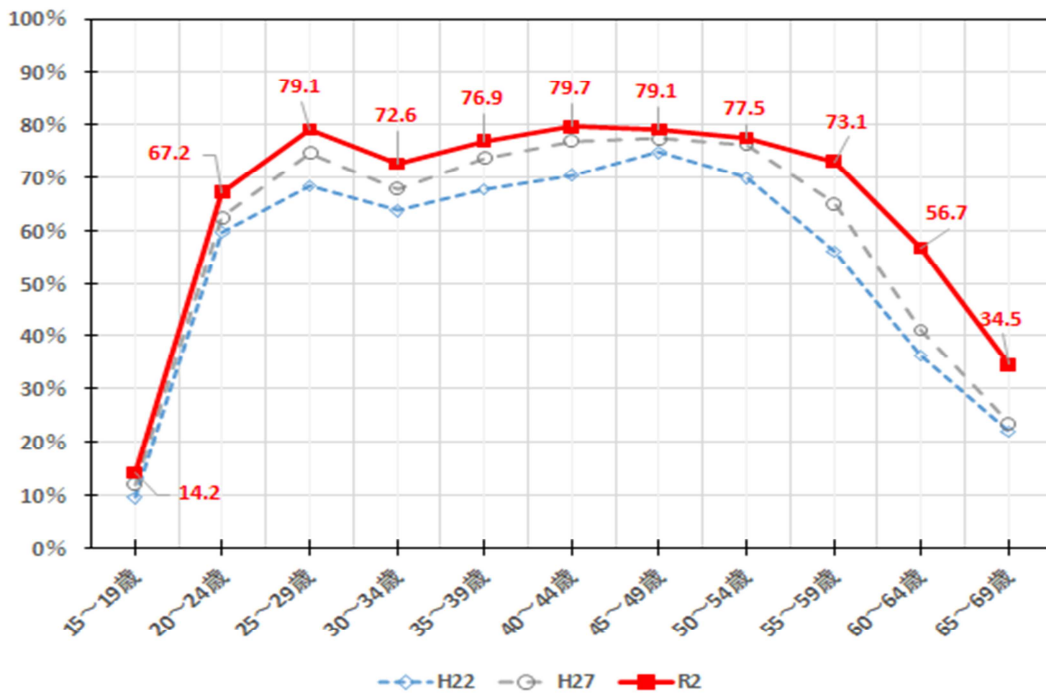
我が国の女性の就業率の特徴は、子育て期に低下するM字型の曲線が現れることにあります。浅口市の女性は国や岡山県に比べておおむね高くなっていますが、30代前半ではM字型が現れ、全体的に男性よりも就業率が低くなっています。



資料：令和2年（2020年）国勢調査

◆浅口市の年齢層別女性就業率（推移）

推移で見ると就業率自体は改善しているものの、M字型の解消には至っていません。



資料：平成22年（2010年）～令和2年（2020年）国勢調査

【施策の基本方向】

(1) 行政分野における女性の参画促進

具体的施策	取組内容	担当課
審議会等委員への女性の参画促進	市の審議会・委員会等の委員選出時に、男女共同参画の視点に立って検討し、女性の積極的な登用を図ります。また、女性がいない審議会等の解消を図ります。	全課
女性職員（市職員及び教職員）の管理職への登用促進と職域拡大	研修等を通じて女性職員の職業能力の向上を図るとともに、管理職への登用の促進、幅広い分野のポストへの配置に努めます。	総務課 各課
市政における女性の意見の反映	あらゆる分野で男女双方の意見が施策に反映されるよう、機会あるごとに意見を聴く場を設けるよう努めます。	全課

(2) 企業・各種団体における女性の参画促進

具体的施策	取組内容	担当課
女性の参画促進の働きかけ	民間企業や各種団体に対し、企画立案や方針決定の場への女性の参画や、管理職・役員等への女性の登用の機会が拡大されるよう、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）*12 についての情報提供を行います。	地域創造課 産業振興課

\*12 **ポジティブ・アクション（積極的改善措置）** - 男女間の参画機会の格差を改善するため、必要な範囲内で男女のいずれか一方に、その機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。また、男女労働者間に事実上生じている格差を解消するための、企業による積極的かつ自主的な取組をいう。



◆◆ 指標 ◆◆

検証指標	現状(2023(R5)年度)	目標(2028(R10)年度)
各種審議会等委員への女性の登用率	27.5% (令和5年4月1日現在、 地方公共団体における男 女共同参画社会の形成又 は女性に関する施策の推 進状況調査)	50%
女性委員のいない審議会等の数	5 (同上)	2
市職員の管理職(課長級以上)への女性の登用率	18.6% (同上)	25%
ポジティブ・アクションということばを見たり聞いたりしたことがある人の割合	31.8% (市民意識調査結果)	40%

## 〈重点目標2〉働く場における男女共同参画の推進

### 【女性活躍推進計画】

#### 【現状と課題】

少子高齢化、人口減少が進展する中で、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、地域経済の持続可能な発展や企業の活性化という点からも非常に重要になります。

しかしながら、子育てや介護等を理由で女性が離職する、「M字カーブ」の問題が解消されておらず、働きたい女性が仕事と子育て・介護などの二者択一を迫られることなく働き続けることができ、その能力を十分に発揮することができる環境づくりが求められています。

また、パートタイム労働などの非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えることで女性の能力発揮を促進するという積極的な意義がある一方、男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状においては、女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっているほか、正規雇用と非正規雇用間の格差は、男女間の格差の一因になっているという問題もあります。

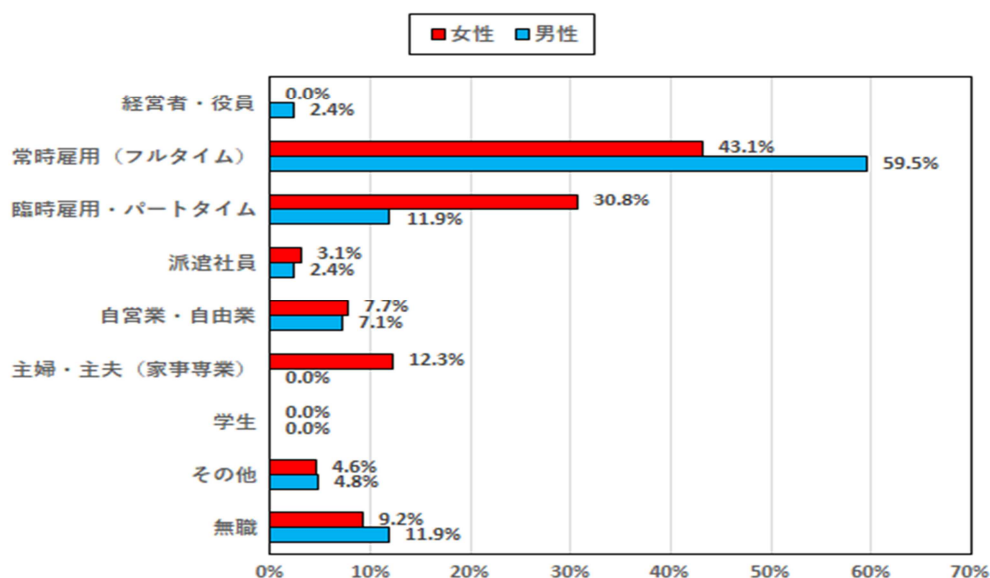
さらに、雇用の分野におけるセクシュアル・ハラスメントに加え、パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントといった課題も残っています。

実質的な男女平等の実現に向けて、男女雇用機会均等法の定着促進、労働基準法など関係法令を含めた制度・趣旨の徹底などに取り組むとともに、子育て・介護等により離職した女性の再就職への支援や、職業能力を高めるための知識・技術の習得や創業についての情報提供、専門知識の習得の支援など、チャレンジしたい女性への情報提供などに取り組む必要があります。

働く場における男女共同参画の推進のため、市民に対しての情報提供や啓発はもちろんのこと、県や関係機関とも連携を図りながら、事業者への働きかけを行っていく必要があります。

#### ◆職業について（単数回答）

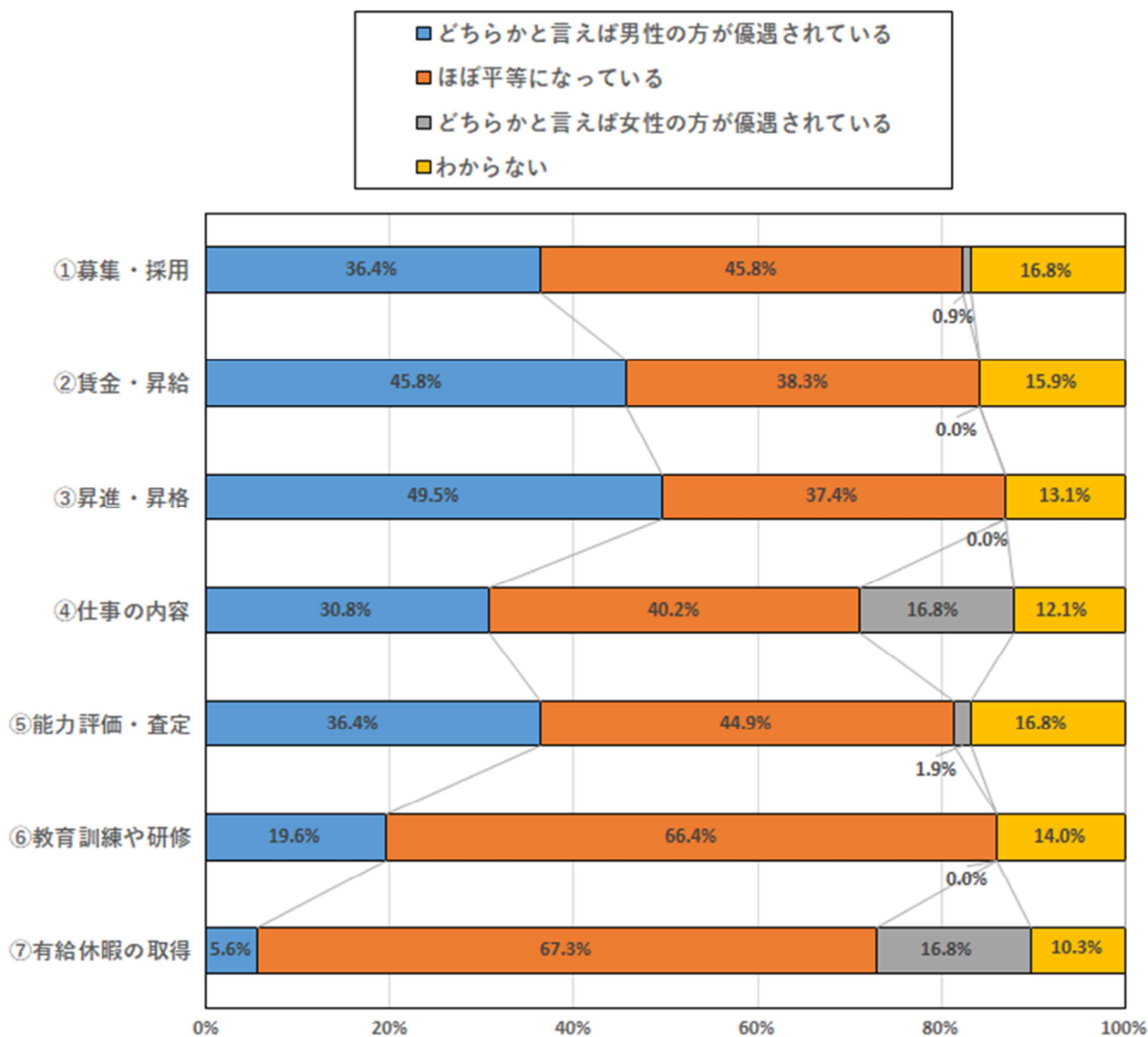
「常時雇用(フルタイム)」では男性が女性を16.4%上回り、逆に「臨時雇用・パートタイム」では女性が男性を18.9%上回っています。



資料：令和5年度市民意識調査

◆職場での男女平等（単数回答）

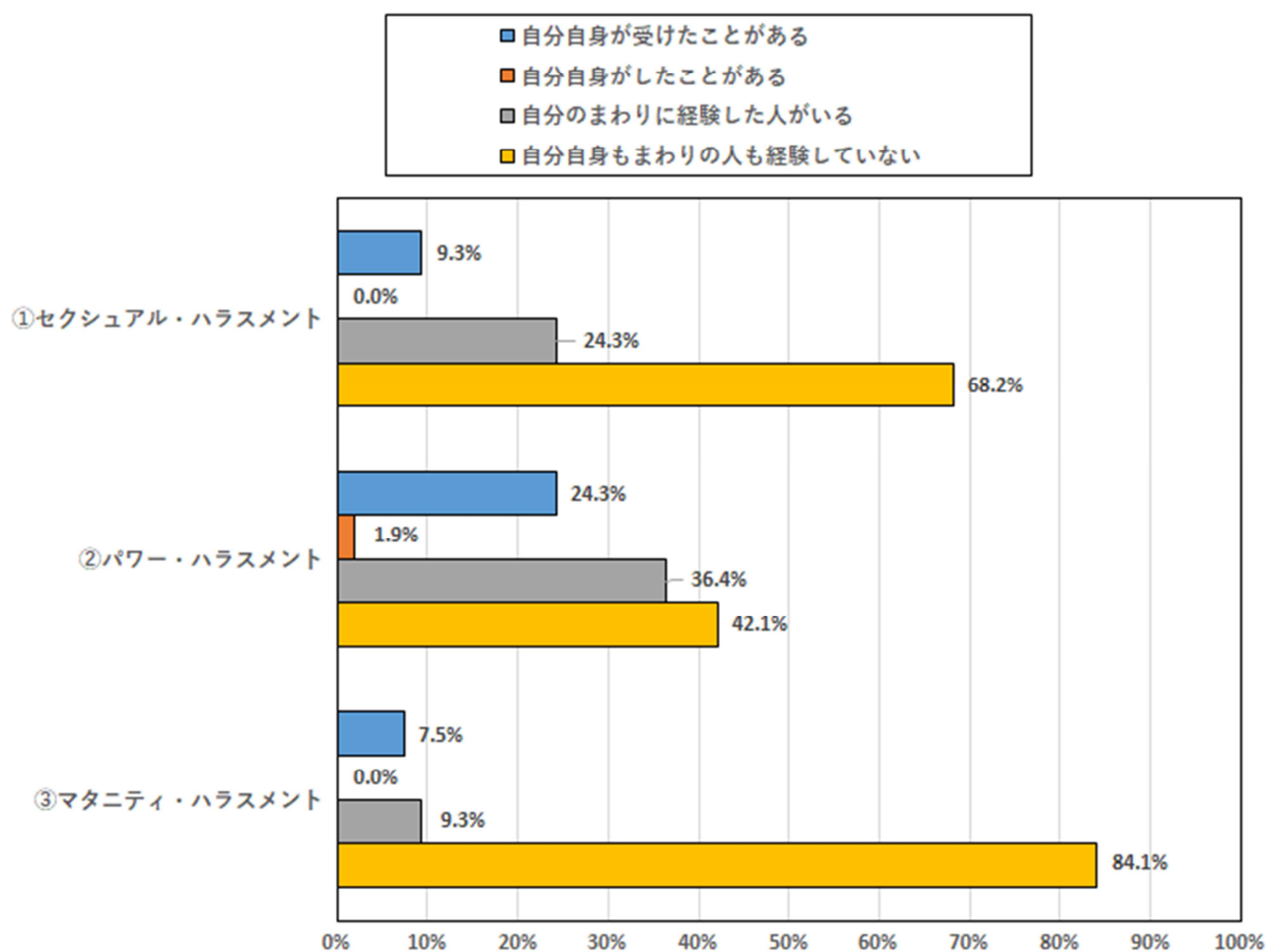
「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」が「③昇進・昇格」で49.5%、「②賃金・昇給」で45.8%と高く、次いで「①募集・採用」と「⑤能力評価・査定」で36.4%となっており、処遇の面で多くの方が男女で差があると感じています。



資料：令和5年度市民意識調査

◆直近（概ね5年以内）でのハラスメント行為の経験について（複数回答）

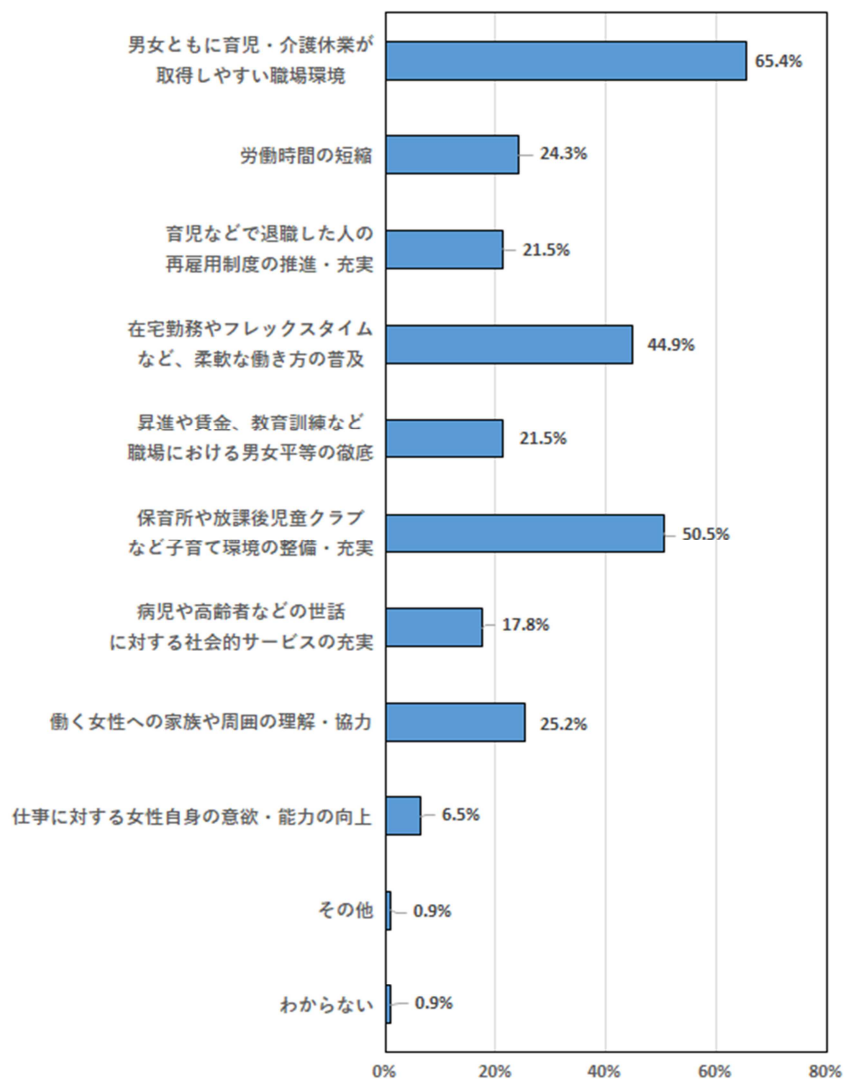
「自分自身が受けたことがある」が「パワー・ハラスメント」で24.3%、「セクシュアル・ハラスメント」で9.3%、「マタニティ・ハラスメント」で7.5%となりハラスメントの実態がうかがえます。



資料：令和5年度市民意識調査

◆女性が働き続けるために必要なこと（複数回答）

「男女ともに育児・介護休業が取得しやすい職場環境」が65.4%と高く、次いで「保育所や放課後児童クラブなど子育て環境の整備・充実」が50.5%となっており、仕事と育児・介護等とが両立できる環境づくりが求められます。



資料：令和5年度市民意識調査

【施策の基本方向】

(1) 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

具体的施策	取組内容	担当課
企業等への広報・啓発	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、職域拡大を進めるために、県や関係機関とも連携し、事業者に対する意識啓発を行います。	地域創造課 産業振興課
労働情報の提供	窓口等に求人情報や雇用に関する資料を設置し、情報提供を行います。	市民課

労働に関する相談や苦情への対応	労働条件・労働環境等に関する相談窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携し、相談体制を整備します。	市民課
-----------------	---	-----

## (2) 農林水産業・自営業における男女共同参画の推進

具体的施策	取組内容	担当課
女性の経営参画促進に向けた意識啓発	農業協同組合や漁業協同組合、商工会等と連携し、農林水産業や商工自営業の経営面における方針決定等へ、女性が主体的に関われるよう啓発に努めるとともに、それらに従事する人の労働条件の改善に向けた啓発を行います。	産業振興課
家族経営協定*13の推進	農家において、家族間の役割分担や就業条件などを明確にする家族経営協定の制度の普及に努めます。	産業振興課
経営能力や技術向上のための支援	農業協同組合や漁業協同組合、商工会等と連携し、研修会などの情報収集・提供に努めます。	産業振興課

## (3) 女性のチャレンジ支援

具体的施策	取組内容	担当課
再就職への支援	子育て・介護等を機にいったん離職し、再就職を希望する女性に対し、県や関係機関と連携し、研修会や講座などの情報提供や、相談体制の充実に努めます。	地域創造課 市民課
職業能力開発支援	女性の職業能力を高めるための学習機会や資格・技術取得のための情報の収集・提供を行います。	地域創造課 市民課
起業支援	起業を目指している女性に対し、県や関係機関と連携し、起業や職業技術の向上を支援する講座などの情報提供を行います。	地域創造課 市民課 産業振興課

\*13 家族経営協定－農業経営を担う家族が、それぞれの役割と責任が明確になるよう、家族間で話し合い、作業分担、給料、休日などと、家事などとの分担について取り決めたもの。

◆◇ 指標 ◇◆

検証指標	現状(2023(R5)年度)	目標(2028(R10)年度)
認定農業者*14 数 (うち、女性数)	17人 (1人)	25人 (2人) (農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想・第2次浅口市総合計画)
女性創業支援研修を受講した人の数	延べ0人/年	延べ1人/年 (浅口市・里庄町創業支援事業計画)

\*14 認定農業者－市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示した農業経営の目標をめざして、自らの農業経営を計画的に改善するための「農業経営改善計画」を作成し、市町村から認定を受けた農業者のこと。

## 〈重点目標3〉仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 【女性活躍推進計画】

### 【現状と課題】

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、地域での活動なども暮らしに欠かすことができないものであり、それらがバランスよく調和した状態が充実した生活であると言えます。

しかしながら、現実の社会には、子育てや介護など、仕事と生活の両立に悩みを抱える人が多くみられます。これらは、働く人の不安要因となっており、社会の活力低下や少子化の一因ともなっています。

市民意識調査の結果をみても、実際の生活において、男性も女性も仕事を優先する割合が2割を超え、理想の生活においては、特に男性が仕事と家庭生活を優先する割合が高くなっており、実際と理想のギャップが大きくなっています。また、実際の生活と理想の生活が異なるという回答が男性女性ともに6割を超えています。

女性の活躍を進めていくうえで、男性の積極的な家庭生活への参加は大切な要件となっています。

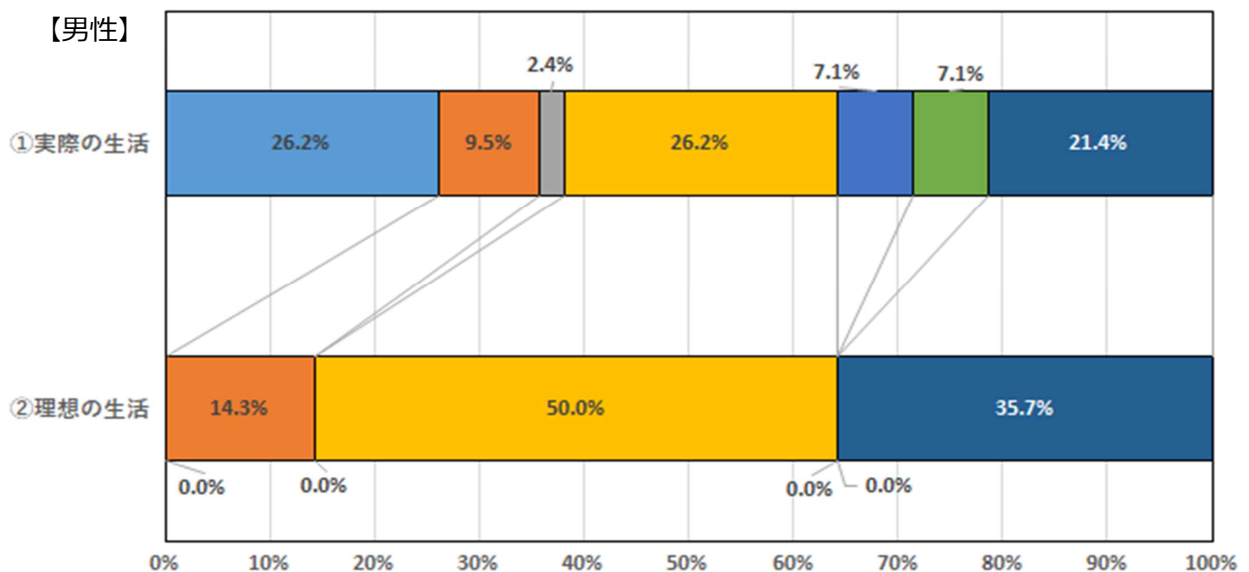
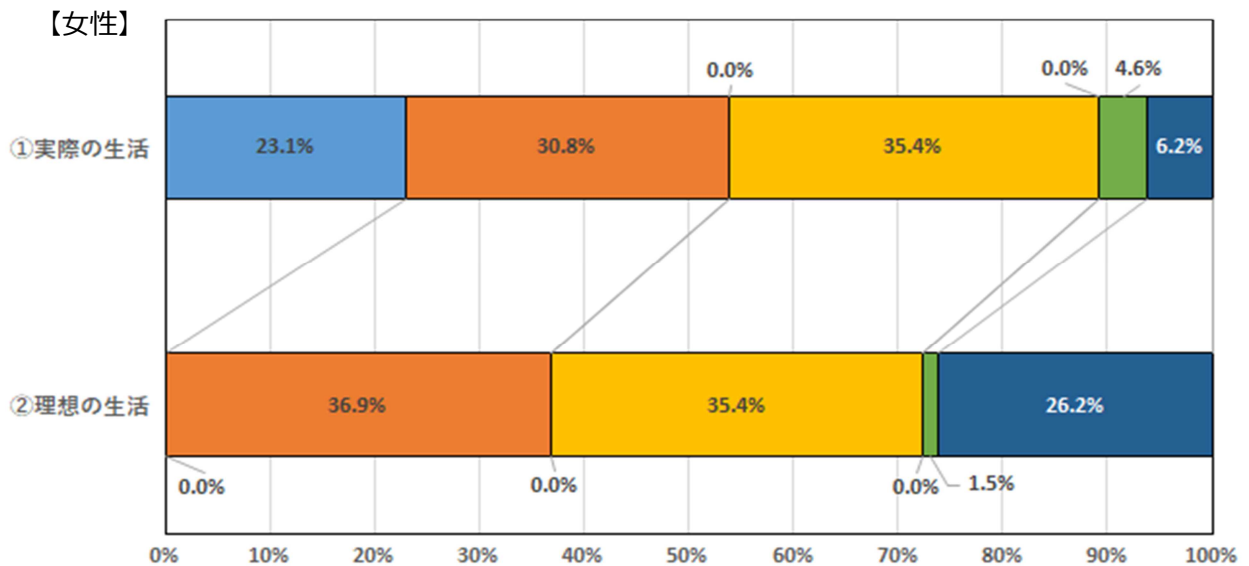
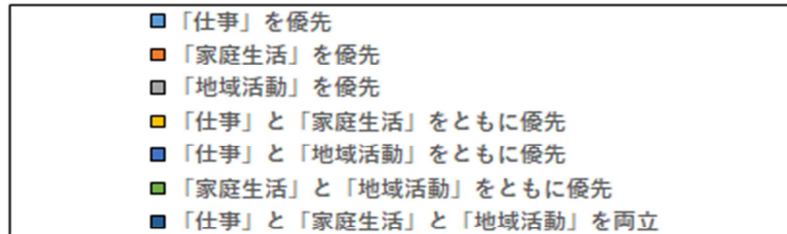
地域における子育てや介護の基盤整備を進めるとともに、育児・介護休業の取得促進、事業所に対する両立支援対策や長時間労働是正の働きかけなど、「働き方改革」による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けて取り組む必要があります。



◆実際の生活と理想の生活（単数回答）

女性は「①実際の生活」で「仕事」を優先が23.1%、男性は「①実際の生活」で「仕事」を優先が26.2%であり、男女とも「②理想の生活」では「仕事」を優先は0%となっています。

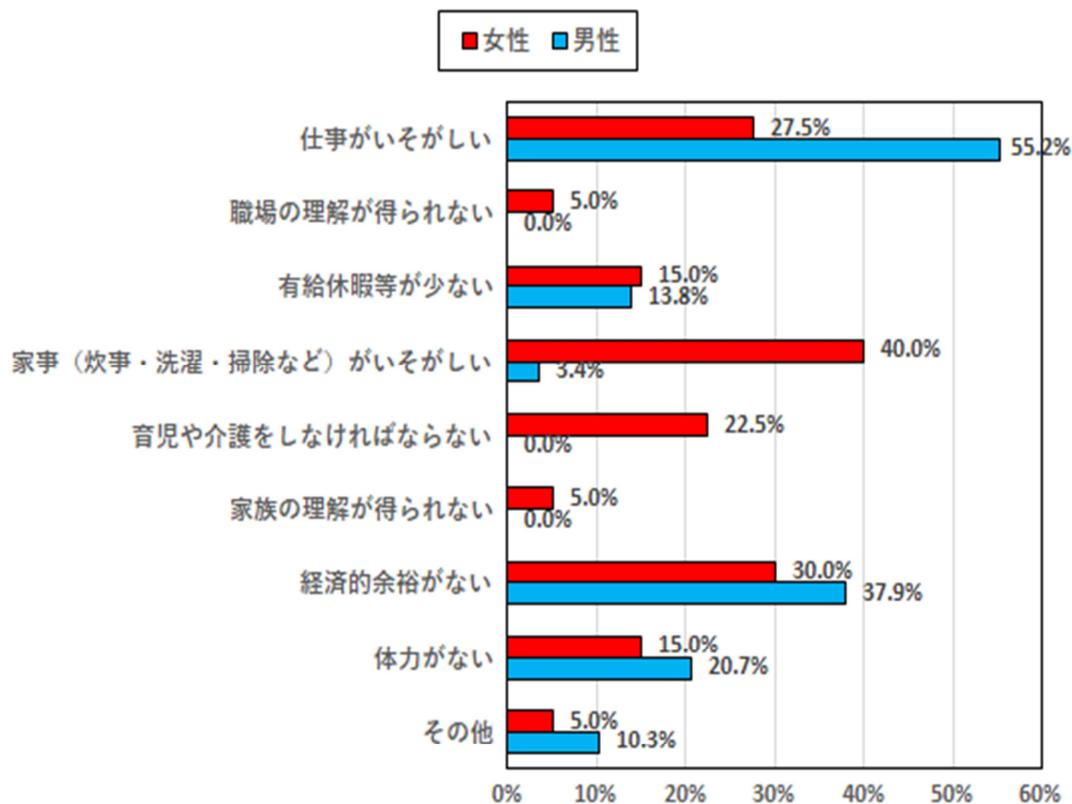
女性の理想の生活では「仕事・家庭生活・地域活動」を両立したいと考える方の割合が一番伸びており、男性の理想の生活では「仕事・家庭生活」をともに優先したいと考える方の割合が一番伸びており、男女とも実際と理想の生活にギャップがあることがわかります。



資料：令和5年度市民意識調査

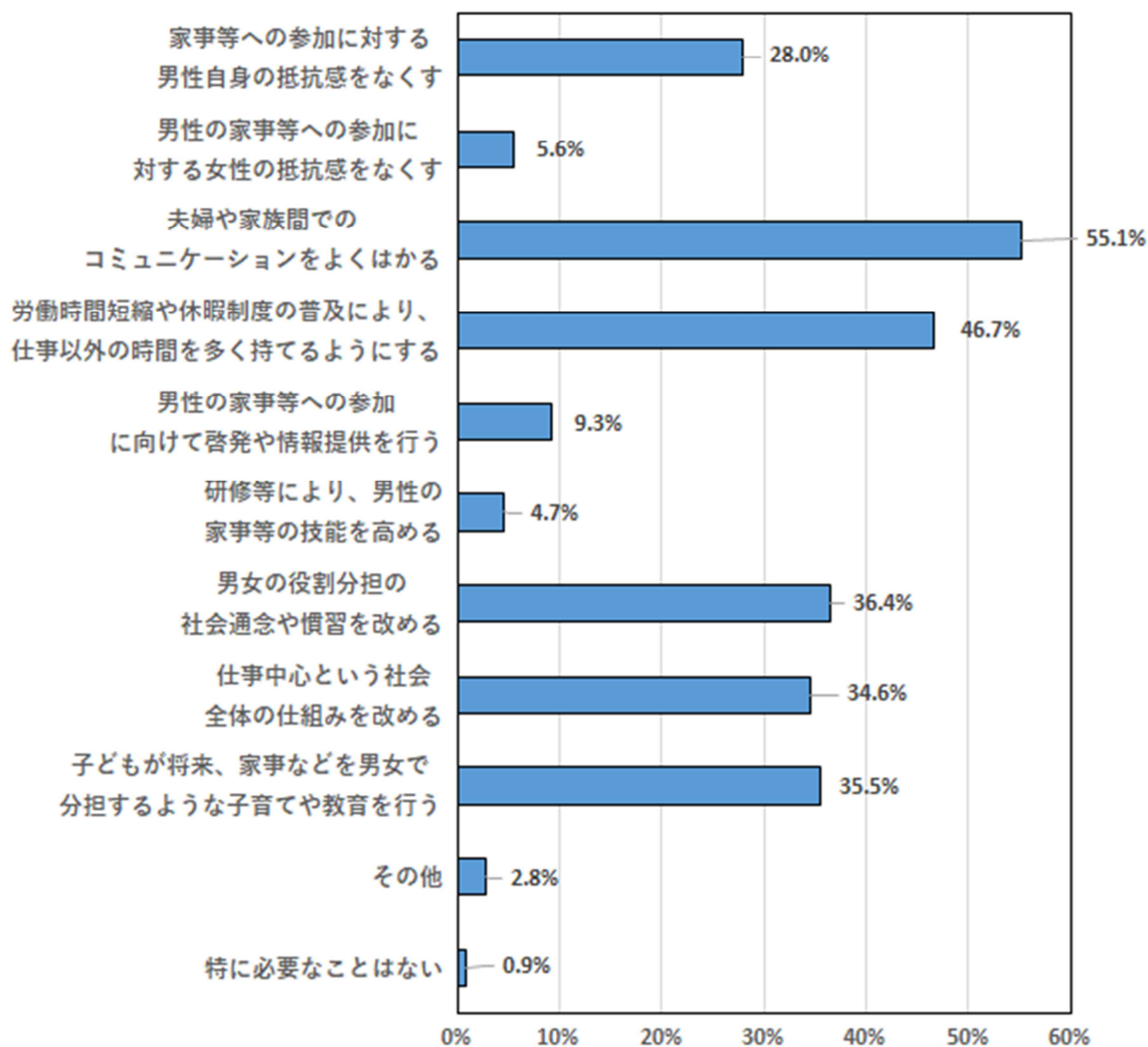
◆実際の生活と理想の生活が異なる理由（複数回答）

男性では「仕事がいそがしい」が55.2%で、次いで「経済的余裕がない」が37.9%と高くなっています。また、女性では「家事(炊事・選択・掃除など)がいそがしい」が40%と最も高く、次いで「経済的余裕がない」30%、「仕事がいそがしい」27.5%の順となっており、実際の生活と理想の生活が異なる理由の男女の違いや、仕事と生活の調和が必要なことがうかがえます。



資料：令和5年度市民意識調査

◆男女がともに家事、子育てや教育、介護、地域活動に参加するために必要なこと（複数回答）



資料：令和5年度市民意識調査

【施策の基本方向】

(1) 仕事と生活の調和支援

具体的施策	取組内容	担当課
育児・介護休業制度の普及促進	商工会等を通じ、事業者や関係機関等へ、育児・介護休業制度に関する法の周知を行うよう努めます。	地域創造課 産業振興課
	市職員に対して、育児・介護休業制度を周知し、男性職員の取得促進を図ります。	総務課
企業等への情報提供	ワーク・ライフ・バランスについての情報を事業者に提供し、協力を求めます。	地域創造課 産業振興課

## (2) 子育て支援の充実

具体的施策	取組内容	担当課
多様な保育サービスの提供	子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた、教育・保育の受け皿整備を図るとともに、一時預かり事業や休日保育等、保育サービスの充実に努めます。 また、預かり保育や放課後児童クラブにおいても利用者のニーズに沿ってサービスの充実に図ります。	保育未来課
相談体制の充実	子育てについて、誰でも気軽に相談できる相談体制の充実に努めます。また、夜間・休日の相談先について、周知を行います。	健康こども福祉課 保育未来課

## (3) 高齢者等の介護者支援の充実

具体的施策	取組内容	担当課
介護支援の充実	住みなれた地域や家庭で安心して暮らすことができるよう、介護に関わる情報を収集・提供し、介護が円滑に行われるように支援します。また、地域包括支援センター等を拠点に相談・支援機能の充実に努めます。	高齢者支援課

## (4) 家庭生活における男女共同参画の推進

具体的施策	取組内容	担当課
家庭生活における男女共同参画意識の醸成	固定的な性別役割分担意識を解消するため、家庭生活における男女共同参画に向けた意識啓発を行います。また、家庭生活に積極的に参加できるように、働き方の形態や休暇制度、育児や介護などに対する支援制度についての情報提供を行います。	地域創造課
家事・育児・介護等に関する学習機会の提供	家庭生活に必要な知識や技術に関する講座、育児や介護の講習会など、家事・育児・介護等についての学習機会の提供に努めます。	保育未来課 高齢者支援課 健康こども福祉課

<b>男性対象の実践的講座の開催</b>	「男の料理教室」など、男性を対象とした家事についての講座を開催し、家庭生活における男女共同参画の推進を図ります。	ひとづくり推進課
----------------------	--	----------

◆◇ 指標 ◇◇

<b>検証指標</b>	<b>現状(2023(R5)年度)</b>	<b>目標(2028(R10)年度)</b>
<b>市男性職員の育児休業取得率</b>	12.5%	100% (第2次浅口市特定事業主行動計画(後期計画))
<b>保育利用者数</b>	745人	750人
<b>預り保育の実施箇所数</b>	6箇所	7箇所
<b>放課後児童クラブ利用者数</b>	361人/年	400人/年
<b>延長保育、休日保育、病後児保育等を実施する施設数</b>	10箇所	11箇所
<b>みんなで支え合い生活支援サポーター養成者数</b>	236人	287人
<b>認知症介護者の会ささえあい参加者数</b>	68人	90人
<b>男の料理教室(公民館講座)参加者数</b>	延べ60人/年	延べ100人/年

## 〈重点目標4〉 地域社会における男女共同参画の推進

### 【現状と課題】

人々にとって家庭とともに最も身近な暮らしの場である「地域」は、少子高齢化・人口減少の進行により、取り巻く社会経済情勢は変わってきています。雇用環境の変化や商店の減少、農業の担い手不足（耕作放棄地の増加）、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活に困難を抱える人の増加、家庭における育児・介護の困難や暴力・虐待、災害への対応など、多くの課題を抱えています。

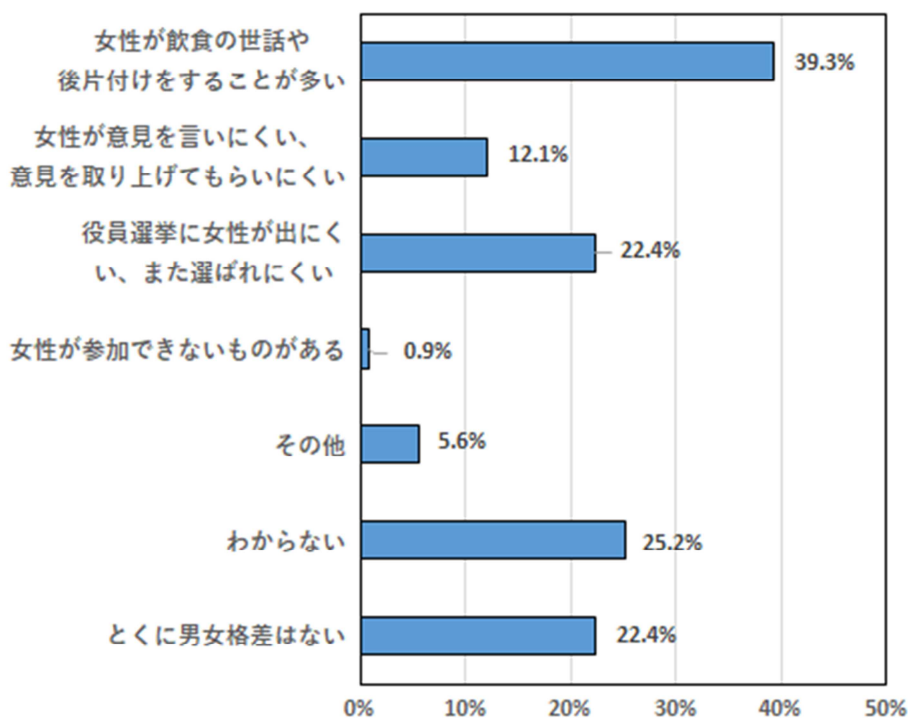
これら多様化・複雑化する地域課題に、行政サービスのみでの対応は困難になることが見込まれており、住民による「共助」の力としての地域コミュニティに期待される役割は大きくなっています。

しかし、人口減少・高齢化の進展により、地域コミュニティの担い手が減少しており、持続可能なコミュニティの実現のためには、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、性別や年齢等にかかわらず、住民がお互いを尊重し合い、助け合いながら、「協働」による取組が必要となります。

また、防災や環境をはじめ、様々な分野での地域活動やボランティア活動等の市民活動においても女性の視点を取り入れるなど、男女がともに参画しやすい環境整備を進めていくことが重要となります。

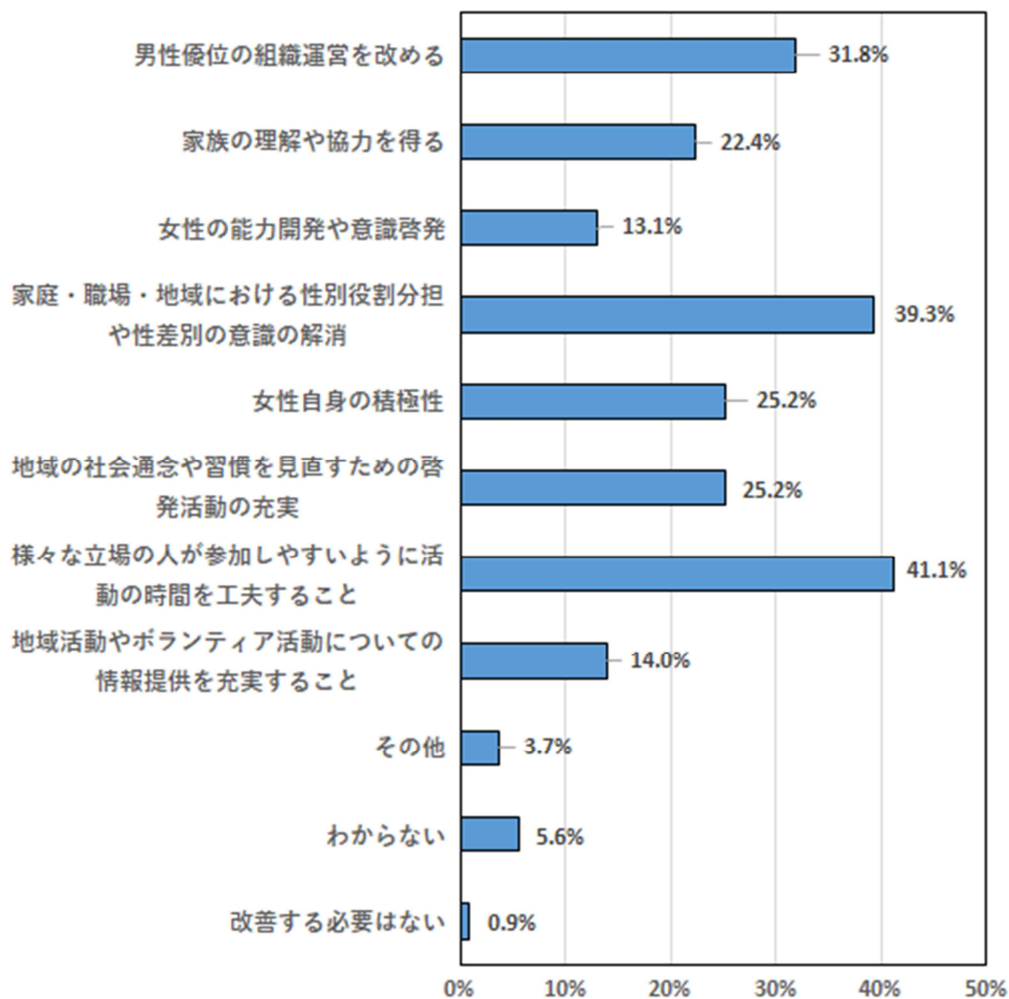
#### ◆地域活動における男女間の格差（複数回答）

「女性が飲食の世話や後片付けをすることが多い」が39.3%と高く、「とくに男女格差はない」との回答が22.4%と一定数あるものの、同率で「役員選挙に女性が出にくい、また選ばれにくい」との回答があり、男女間の格差が解消されていない状況があります。



資料：令和5年度市民意識調査

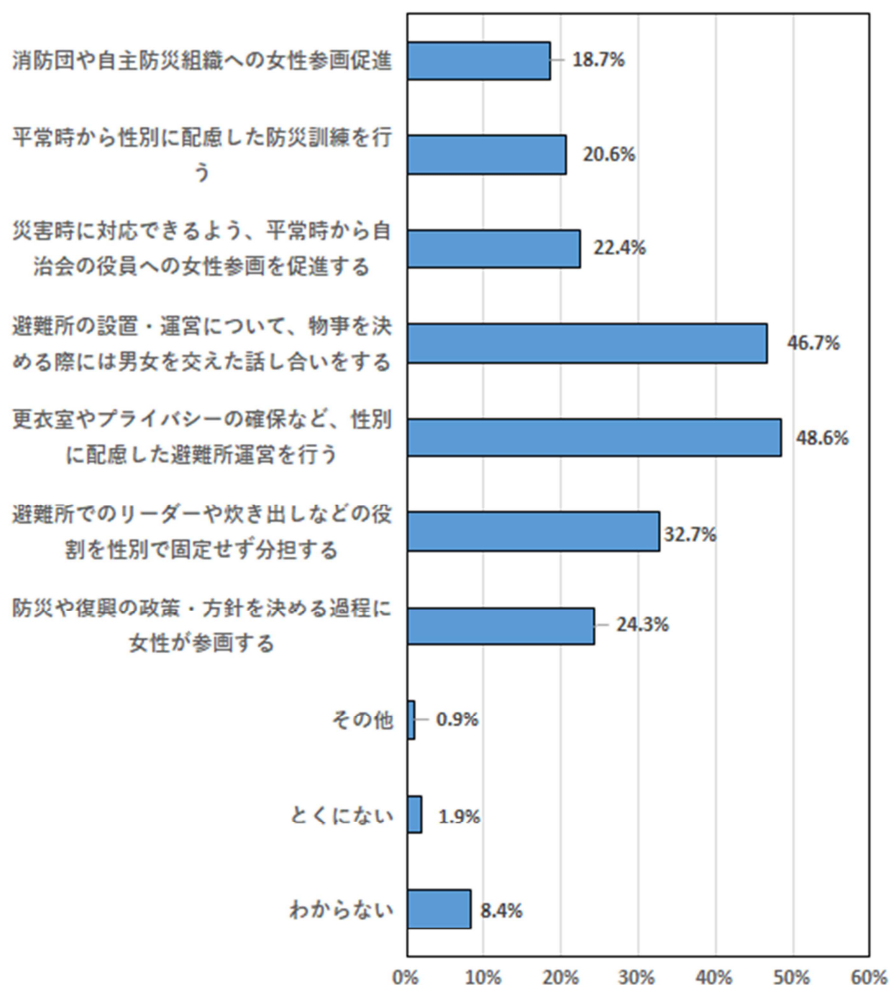
◆地域活動において男女共同参画を積極的に進めるために必要なこと（複数回答）



資料：令和5年度市民意識調査

◆性別に配慮した防災・災害対応のために必要なこと（複数回答）

「更衣室やプライバシーの確保など、性別に配慮した避難所運営を行う」が48.6%、次いで「避難所の設置・運営について、物事を決める際には男女を交えた話し合いをする」が46.7%と高くなっており、実際の災害対応の場でより強く女性に対する配慮が求められています。



資料：令和5年度市民意識調査

【施策の基本方向】

(1) 地域社会における男女共同参画の推進

具体的施策	取組内容	担当課
地域社会における男女共同参画の促進	男女を問わず市民の積極的な地域活動への参加を促進するとともに、その方針・意思決定の場へ男女双方の意見が適切に反映されるよう努めます。また、地域活動や行事に、仕事を持つ人や子どもがいる人なども参画しやすいように、運営方法等に配慮するよう働きかけます。	地域創造課



<b>防災分野における男女共同参画の推進</b>	男女共同参画の視点に立った防災体制を確立するために、地域防災計画や各種マニュアルを見直す際には女性の視点を尊重するとともに参画を促進し、安全・安心なまちづくりに努めます。	くらし安全課 市民課
<b>環境分野における男女共同参画の推進</b>	リサイクルや環境保全、地球温暖化防止など、生活に密着した環境分野の課題について、男女がともに協力して取組むよう啓発を行います。	環境課

## (2) 市民や各種団体との協働による事業の推進

具体的施策	取組内容	担当課
<b>市民参加による男女共同参画促進のための事業の推進</b>	研修会、イベントの共同開催など、市民参画型の事業に取り組みます。	地域創造課
<b>女性団体・グループ等の活動支援</b>	女性団体・グループ等が、情報交換などを通じてさらに活発に、かつ自主的に活動できるよう、ネットワーク化の支援等を行います。	地域創造課 ひとづくり推進課
	地域産業の活性化を目的に、女性の感性を活かした特産品づくりや行事の企画、女性を対象とした研修会の開催に取り組みます。また、農林水産業等関連団体やグループのイベント参加による活性化を図ります。	産業振興課

## (3) ボランティア・NPOの活動支援

具体的施策	取組内容	担当課
<b>ボランティア・NPOの活動支援</b>	ボランティア・NPOの活動に対して、支援や情報提供を行います。	地域創造課 各課

◆◇ 指標 ◇◆

検証指標	現状(2023(R5)年度)	目標(2028(R10)年度)
地域活動の場において、平等である と考える人の割合	22.4% (市民意識調査結果)	40%
町内会・自治会等の代表者のうち、女 性の方の割合	15.3% (令和5年4月1日現在、 地方公共団体における男 女共同参画社会の形成又 は女性に関する施策の推 進状況調査)	20%
(新規) 女性防災士の人数(累計)	延べ11人	延べ18人

# 第3章 計画の推進

---

## 1 庁内体制の充実

「第4次浅口市男女共同参画基本計画」を総合的かつ効果的に推進するため、市長を長とする「浅口市男女共同参画推進本部」を中心として、庁内関係部局と連携・協力して全庁的な取組の強化に努めます。

## 2 浅口市男女共同参画推進審議会の設置

男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めるためには、市民の声を聴き、社会情勢等を反映した施策を展開することが重要です。学識経験者等で構成される「浅口市男女共同参画推進審議会」において、男女共同参画の推進に関する施策について審議いただき、効果的な事業を推進します。

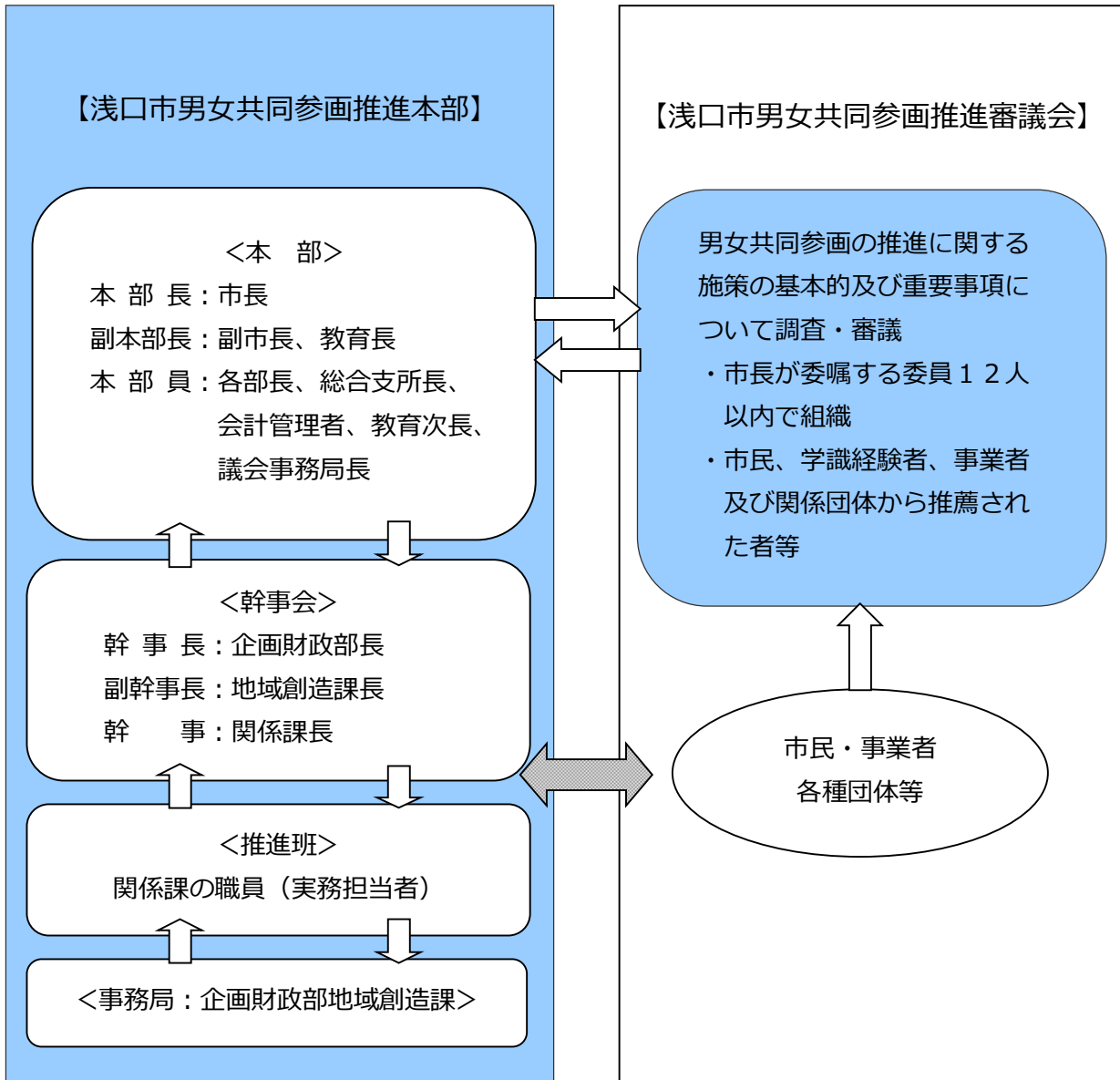
## 3 市民、団体、事業者等との協働

男女共同参画社会の実現のためには、行政だけではなく、市民や各種団体、事業者等による主体的な取組が不可欠です。このため、市民や各種団体、事業者等との協働による取組を推進します。

## 4 国、県等との連携

計画の推進にあたり、法律や諸制度の整備・改善などの情報収集を行い、国・県・関係機関との連携により市の施策がより効果的に展開されるよう努めます。

# 推進体制図



## 参 考 資 料

- 1 浅口市男女共同参画推進審議会委員名簿
- 2 男女共同参画に関する市民意識調査概要
- 3 浅口市男女共同参画関連条例・規則・要綱
  - ①浅口市男女共同参画推進条例
  - ②浅口市男女共同参画推進条例施行規則
  - ③浅口市男女共同参画推進本部設置要綱
- 4 関係法令等
  - ①男女共同参画社会基本法
  - ②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律〈略称：DV防止法〉
  - ③女性の職業生活における活躍の推進に関する法律〈略称：女性活躍推進法〉

## 1 浅口市男女共同参画推進審議会委員名簿

(50音順、敬称略)

	氏 名	所 属 等
1	坂 本 眞 一	人権擁護委員
2	佐 藤 巖	浅口市民生委員 【副会長】
3	高 倉 道 雄	浅口商工会 事務局長
4	田 野 広 子	岡山県男女共同参画推進センター
5	筒 井 由紀子	浅口市婦人協議会
6	宮 本 紀 子	市民
7	村 下 徹	小中学校校長会(鴨方中学校校長)
8	吉 田 英 子	浅口市教育委員会 教育委員 【会長】

## 2 男女共同参画に関する市民意識調査概要

第4次浅口市男女共同参画基本計画を策定するにあたり、市民の実態・意向を把握するため、市民意識調査を実施しました。その概要は以下のとおりです。

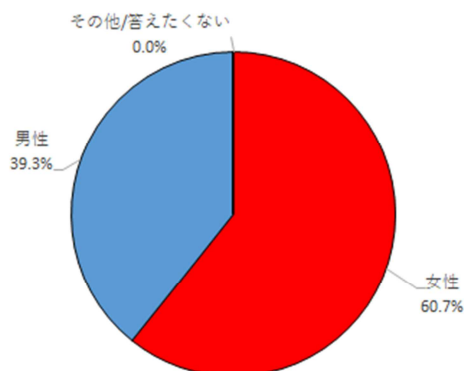
### 1. 調査の概要

調査対象者	市内在住18歳以上
調査方法	アンケート依頼チラシの全戸配布
回答方法	インターネットによる回答
調査期間	令和5年11月1日（水）～11月30日（木）
回答者数	107名

### 2. 回答者の属性

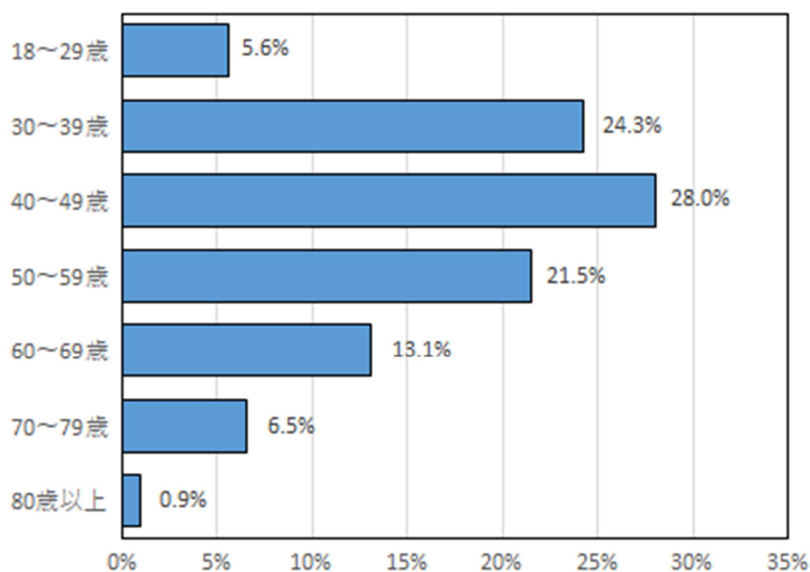
#### 2-1 性別

「女性」が60.7%、「男性」が39.3%で、回答者としては女性のほうが多い。



#### 2-2 年齢

「40～49歳」が28.0%で最も高く、60歳未満の回答者が約8割を占めた。



### 3 浅口市男女共同参画関連条例・規則・要綱

#### ①浅口市男女共同参画推進条例

平成20年3月25日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務と教育の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって性別にかかわらず市民一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる分野においてその個性と能力が十分に発揮できる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者から受ける身体的、精神的、経済的及び性的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別により差別的取扱いを受けることなく、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、個人としての尊厳が重んぜられること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会の制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮すること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支

援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動と、社会生活における活動とを両立して行うことができること。

- (5) 男女が互いの性に関して理解し合い、性と生殖に関する事項について互いの意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、実施するものとする。

2 市は、施策を推進するに当たっては、国、県、市民及び事業者と相互に連携を図り、協力して取り組むよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら主体的に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育の役割)

第7条 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を深く認識し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンスをはじめとする男女間におけるすべての暴力

(基本計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び



事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。  
(調査及び情報の収集)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施していくため、必要な調査及び情報の収集を行うものとする。

(広報啓発等)

第11条 市は、市民及び事業者の男女共同参画に対する理解と関心を深めるため、広報啓発、情報提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(積極的改善措置)

第12条 市長その他の執行機関は、その設置する審議会、委員会その他これに準ずるものの構成員を任命し、又は委嘱するときには、積極的改善措置を行うことにより、男女の数が均衡するよう、努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第13条 市長は、施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(苦情又は相談への対応)

第14条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策についての苦情又は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による権利侵害に関する相談を受けた場合には、関係機関と連携して適切に対応するよう努めるものとする。

(被害者の保護)

第15条 市長は、第8条第3号に規定する権利侵害があったと認められる場合には、被害者の保護、相談その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項に規定する被害者が自立して生活することを支援するため、各種制度の利用のあっせん、情報の提供等を行うものとする。

(推進体制の整備)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長を長とする推進体制を整備するものとする。

(男女共同参画推進審議会)

第17条 市長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、浅口市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項に関すること。

3 審議会は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 学識経験を有する者

(3) 事業者及び関係団体から推薦された者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

## ②浅口市男女共同参画推進条例施行規則

平成20年3月27日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、浅口市男女共同参画推進条例(平成20年浅口市条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情又は相談の申出)

第2条 条例第14条の規定による苦情又は相談の申出をしようとする者は、苦情・相談申出書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(会長及び副会長)

第3条 浅口市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は審議회를代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数

のときは議長の決するところによる。

- 4 審議会に関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
(招集の特例)
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、最初にかかれる審議会は、市長が招集する。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を総括し、必要に応じ本部会議を招集し、その議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次の事務を処理する。

- (1) 本部会議に提出する事項の原案の作成に関すること。  
(2) その他男女共同参画社会の形成に関し必要な事務

3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

4 幹事長は、企画財政部長を、副幹事長は、企画財政部企画情報課長(以下「企画情報課長」という。)をもって充てる。

5 幹事は、市長が課長(課長相当職を含む。)の中から、指名する者をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長の職務)

第6条 幹事長は、幹事会を総括し、必要に応じ幹事会を招集し、その議長となる。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(推進班)

第7条 幹事会に付議すべき事項について連絡、調整等を行うため、推進班を置く。

- 2 推進班は、地域創造課長及び職員の中から幹事長が指名した者をもって構成する。

3 地域創造課長は、推進班の所掌事務を総括し、必要に応じ会議を招集し、その議長となる。

(事務局)

第8条 本部に関する事務を処理するため、事務局を企画財政部地域創造課に置く。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年8月1日訓令第10号)

この訓令は、平成22年8月1日から施行する。

### ③浅口市男女共同参画推進本部設置要綱

平成20年3月27日

訓令第7号

(目的及び設置)

第1条 浅口市男女共同参画推進条例(平成20年浅口市条例第3号)第16条の規定に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、浅口市男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する企画及び調整に関すること。  
(2) 具体的取組方策の総合的検討に関すること。  
(3) 前2号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。  
3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。  
4 本部員は、企画財政部長、生活環境部長、健康福祉部長、産業建設部長、上下水道部長、総合支所長、会計管理者、教育次長、議会事務局長をもって充てる。

## 4 関係法令等

### ①男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響

をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があった

ときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たったの配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定す

る事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員として

の任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第一千三百五条、第一千三百六条、第一千三百二十四条第二項、第一千三百二十六条第二項及び第一千三百四十四条の規定 公布の日附 則 (略)

## ②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平

等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかっていると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかっていると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の仕事の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、

又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠をともにする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者ととも生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者とともに生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者とともに生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者

(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者とともに生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないときは住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時に起る事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に起る事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に起る事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判

所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者とともに生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書を請求することができる。ただし、相手方において、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。



第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠をともにする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み

替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を調査し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る

同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一九日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二條第五号の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一條第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一條第一項第三号の改正規定、同法第八十一條第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第八十三條の改正規定、同法第八十九條の改正規定及び同法第九十三條第一項の改正規定、第十二條、第三十三條、第三十四條、第三十六條及び第三十七條の規定、第四十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九條第二項の改正規定、第四十五條の規定（民法第九十八條第二項及び第五百五十一條第四項の改正規定を除く。）、第四十七條中鉄道抵当法第四十一條の改正規定及び同法第四十三條第三項の改正規定、第四十八條及び第四章の規定、第八十八條中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一條の規定、第八十五條中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二條第三項の改正規定、第九十八條の規定並びに第三百八十七條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

### ③女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（平成二十七年九月四日法律第六十四号）

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二條—第二十九條）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）  
第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関

する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくはお通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護

を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の第三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の第三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二

項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行う」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施す

るとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大

その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認めるとき

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に關し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年三月三十一日法律第一四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和三十二年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。))の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに

次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。))、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。))並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。))並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。))並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄  
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

## 第4次浅口市男女共同参画基本計画

---

令和6年3月発行

発行／浅口市

編集／浅口市企画財政部地域創造課

〒719-0295

岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地

TEL 0865-44-9034 FAX 0865-44-5771